

青森市災害対策本部運営マニュアル等について

1 作成の経緯

近年、全国で自然災害の激甚化・頻発化による甚大な被害が発生しており、本市においても、令和 4 年 8 月の豪雨災害による土木被害や農林被害、昨冬の豪雪災害による農林被害や市民生活への影響、さらには、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や八甲田山、十和田の火山噴火など、大規模災害の発生が想定されている。

市として、大規模災害発生時に災害対策本部の設置・運営を円滑に進めることで、迅速かつ適切な初動対応により被害を最小限に抑えること、また、事態の収束及び早期の復旧を図るため、「青森市災害対策本部運営マニュアル」及び「青森市災害対策本部事務局運営マニュアル」を作成したところである。

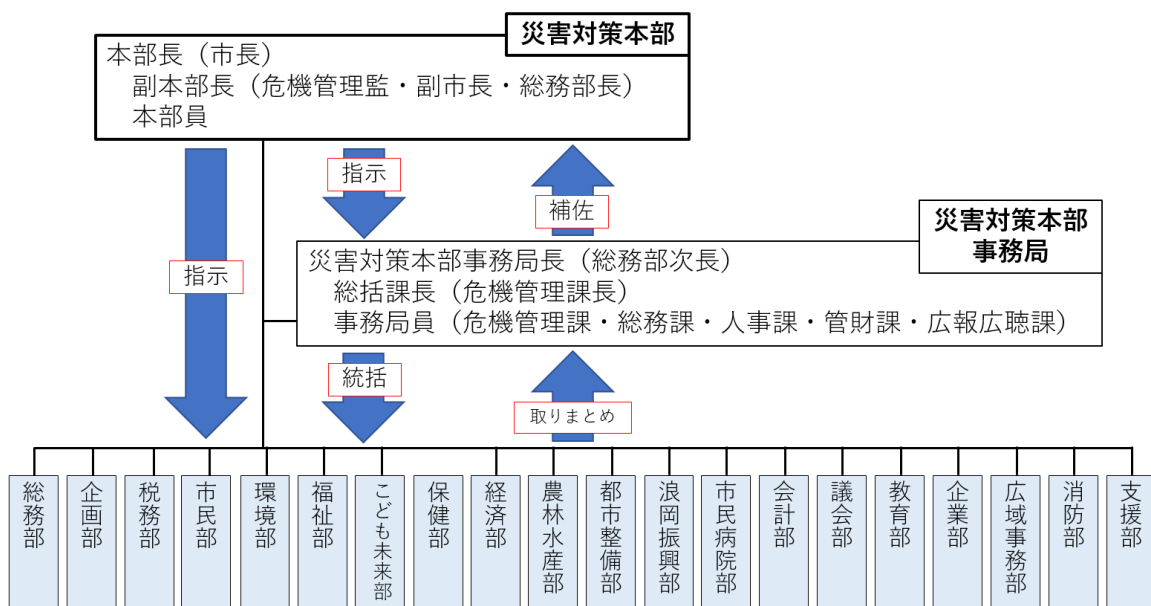
2 青森市災害対策本部運営マニュアル

目 的

青森市地域防災計画に基づき、青森市災害対策本部、青森市警戒対策本部及びこれらに準じる組織による災害応急対策活動等を円滑かつ適切に遂行するため、業務やその執行体制等を定めるもの

災害対策本部の体制

災害対策本部と事務局及び各部の体制を明確化



事務局及び各部の基本的業務

災害（警戒）対策本部設置に伴い実施する災害応急対応の基本的業務を記載

- ・ 非常参集について
- ・ 事務局及び各部共通業務（班長、班員が行う共通業務）
- ・ 情報活動
- ・ 自らの部署で対応困難な事案への対応
- ・ 勤務体制等（勤務体制、引継ぎ）

タイムラインによる対応の可視化

災害種別に応じたフェーズごとの主要判断項目、情報収集項目、対応項目の一例を記載

本部連絡員の役割

- ・ 災害対策本部事務局と各部をつなぐ本部連絡員（リエゾン）の役割を記載
- ・ 各部にて主幹級以上の職員 2 名（主担当 1・副担当 1）をあらかじめ指名

3 青森市災害対策本部事務局運営マニュアル

- 災害対策本部の的確かつ迅速な業務遂行のため、本部運営マニュアルと併せて、事務局の運営に係る標準的な業務処理の手順、方法等について事務局運営マニュアルを作成
- 事務局各班（統括班・情報班・対策班・受援班・総務班・広報班）の役割や業務を定め、災害応急対応の円滑な実施を図る
- 各班には、27 名（総務部 24 名、企画部 3 名）をあらかじめ指名し、平時から訓練等を実施することにより、災害対応力の強化を図っていく

青森市災害対策本部 運営マニュアル

令和 7 年 4 月

青森市

第1章 総則	1
1 目的	1
2 対象とする災害	1
3 位置付け	1
4 マニュアルの周知	1
5 マニュアルの検証と見直し	1
第2章 組織と所掌事務	2
1 災害対策本部等の組織	2
（1）組織体制	2
（2）設置場所	3
2 配備態勢	4
（1）配備態勢ごとの主な対応	6
（2）タイムライン	7
（3）廃止基準	7
3 災害対策本部事務局及び各部の所掌事務	8
（1）災害対策本部事務局	8
（2）各部・各班	10
4 現地災害対策本部	10
（1）設置及び廃止	10
（2）組織及び編成	10
（3）設置場所	10
5 本部連絡員（リエゾン）	10
（1）被災状況等の情報収集	10
（2）所属の明示	11
（3）情報共有及び連絡調整	11
6 災害対策本部会議	11
（1）会議の目的	11
（2）会議の開催	11
（3）会議の運営	11
（4）会議の席図	11
7 その他の会議	13
（1）会議の目的及び運営	13
（2）会議の類型	13

第3章 災害応急対応	14
1 警戒対策本部の設置	14
2 警戒対策本部の廃止、災害対策本部への移行	14
3 災害対策本部の設置	14
4 非常参集	14
(1) 非常参集先	14
(2) 参集報告	14
(3) 参集できない場合の対応	15
(4) 災害対策本部室への参集	15
5 各部共通の実施業務	15
6 情報活動	16
(1) 情報活動の流れ	16
(2) 青森市防災情報システムへの入力	16
7 対応困難な事案への対応	16
8 勤務体制等	17
(1) 勤務体制	17
(2) 引継ぎ	17

第1章 総則

1 目 的

本マニュアルは、青森市地域防災計画に基づき、青森市災害対策本部及びそれに準じた組織による災害応急対策活動等を円滑かつ適切に遂行するため、業務やその執行体制等を定めたものである。

2 対象とする災害

本マニュアルが対象とする災害は、風水害災害、地震・津波災害及び火山災害等の自然災害とする。

3 位置付け

本マニュアルは、災害時における災害対策本部等の設置時において、災害対策本部各部が共通して把握しておくべき事務要領等をまとめたものである。

4 マニュアルの周知

災害応急対策を実施するためには、平時から全職員がその内容を理解し、それぞれが行うべき行動を認識しておく必要があることから、本マニュアルを青森市グループウェアシステムのライブラリに掲示するなどし、全職員が参照できるようにする。

5 マニュアルの検証と見直し

定期的に、年1回以上、防災訓練等を実施し、関係職員の防災意識の向上を図るとともに、本マニュアルへの習熟度を高め、その実効性を検証する。

また、防災訓練等の結果や組織改正等を踏まえ、定期的に、年に1回以上、本マニュアルの見直しを行う。

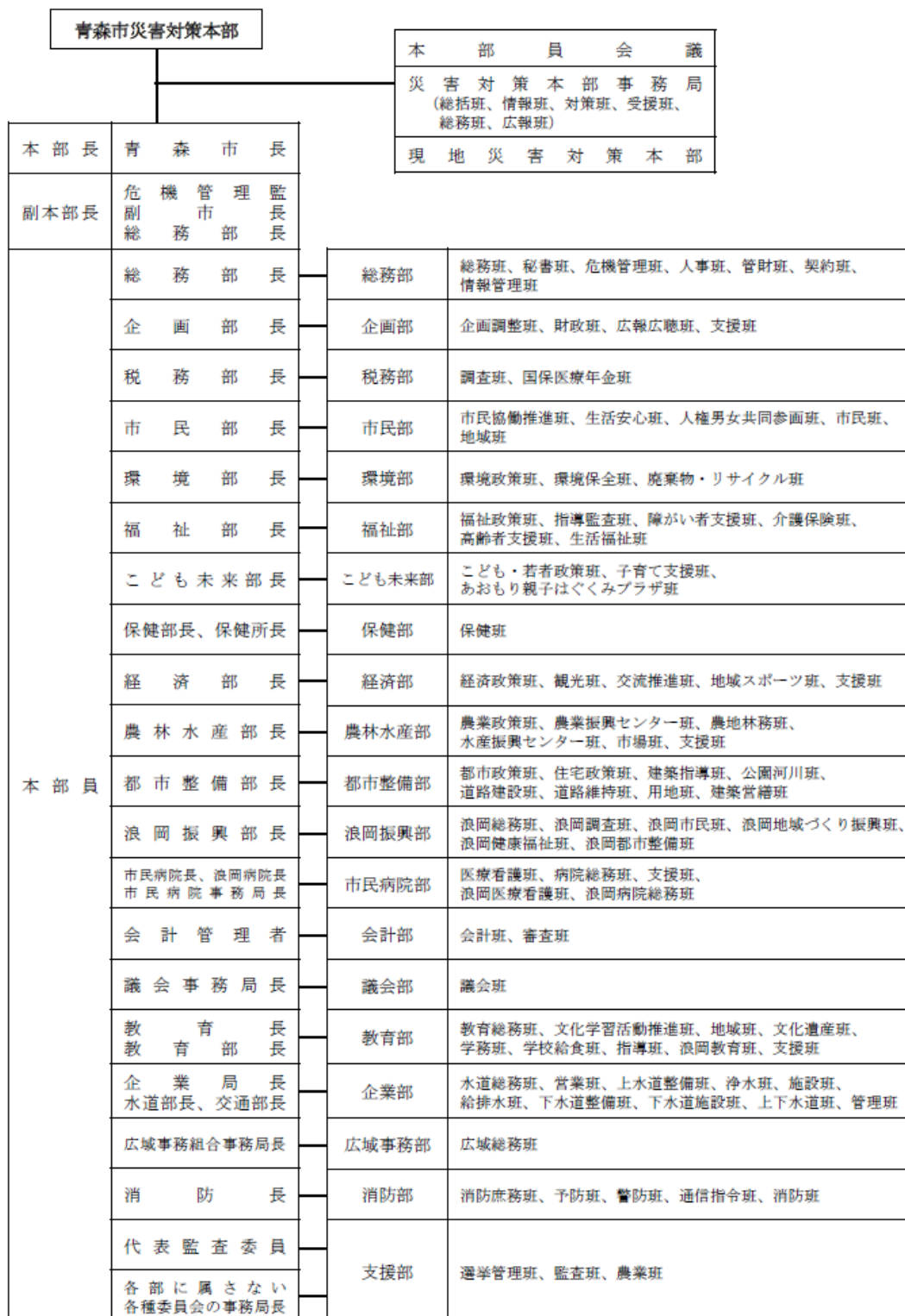
第2章 組織と所掌事務

災害時等における市の組織と役割、各部の所掌事務等については、以下のとおりとする。

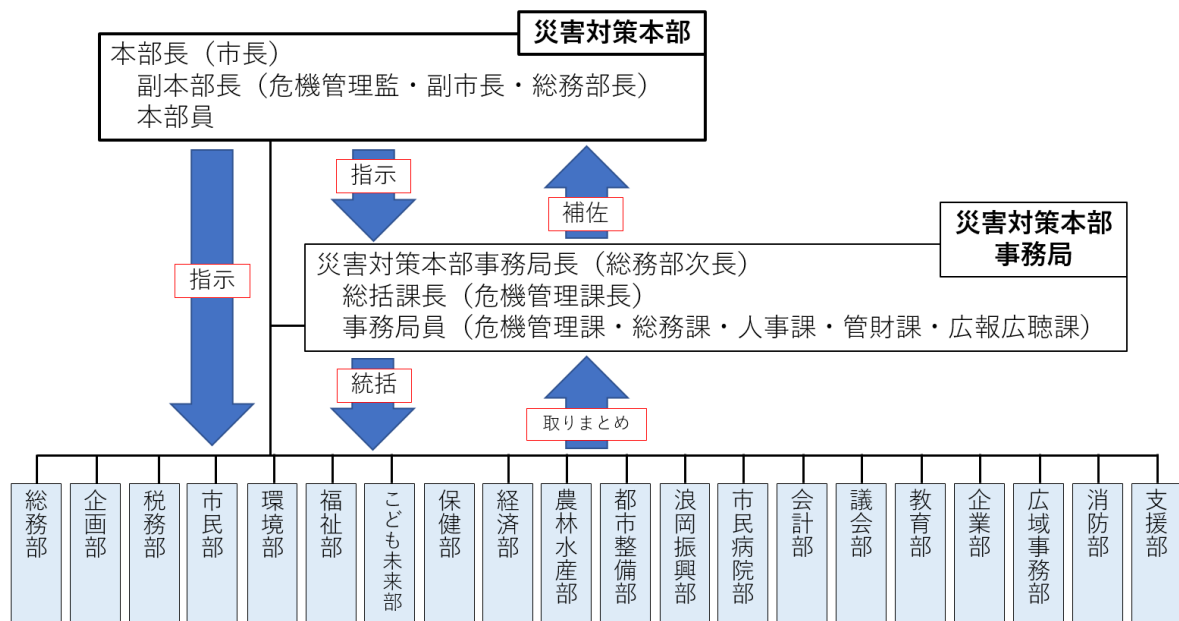
1 災害対策本部等の組織

(1) 組織体制

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。



【災害対策本部の体制】



(2) 設置場所

災害対策本部及び災害対策本部事務局は、青森市本庁舎に設置する。ただし、被災状況等により本庁舎が使用できない場合は、次の代替施設に設置するものとする。

設置 順位	施設名称	設置室	住所	電話番号
1	青森市役所 本庁舎	庁 議 室	青森市中央一丁目 22-5	017-734-5059
代替 施設	1 青森市役所 駅前庁舎	研 修 室 (5 階)	青森市新町一丁目 3-7	017-734-1111
	2 青森地域広域事務組合 消防合同庁舎	会 議 室 (4 階)	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0852
	3 青森市福祉増進センター	大 会 議 室	青森市本町四丁目 1-3	017-723-1340

2 配備態勢

市の地域内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は、次のとおりとする。

態勢		準備態勢	警戒配備態勢	非常配備態勢	
				1号	2号
概要		予想される事態に対処するための準備態勢	災害対策本部を設置するに至らないが、準備態勢を強化するとともに予想される災害に直ちに対処できる態勢	全庁をあげて対処する態勢	
配備基準	風水害	- 次のいずれかの注意報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報	- 次のいずれかの警報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮注意報（警報に切り替える可能性の高い場合） ⑤大雪警報（概ね積雪1m以上） ⑥暴風雪警報 - 指定河川洪水予報の予報区域で避難判断水位に到達した場合 - 水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 - 夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合	- 高潮警報が発表された場合 - 土砂災害警戒情報が発表された場合 - 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合 - 記録的短時間大雨情報が発表された場合 - 指定河川洪水予報の予報区域で氾濫危険水位に到達した場合 - 水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合	気象の特別警報が発表された場合
	地震津波	市内で震度4の地震が発生した場合	市内で震度5弱の地震が発生した場合	- 市内で震度5強の地震が発生した場合 - 陸奥湾に津波注意報が発表された場合 - 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合	- 市内で震度6弱以上の地震が発生した場合 - 陸奥湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合
	火山		八甲田山に噴火警戒レベル2が発表された場合	八甲田山に噴火警戒レベル3が発表された場合	八甲田山又は十和田に噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合
	その他	市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき	市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき	市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき	市内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合
設置組織		—	災害情報連絡室	警戒対策本部	災害対策本部
配備決定者		危機管理課長	危機管理監	市長	
態勢責任者		危機管理課長	室長（危機管理監）	本部長（市長）	

非常配備態勢（２号）の配備基準である「市内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合」の例は、次のとおりとする。

○大規模な被害の発生

- ・多数の要救助者（安否不明者、孤立者等）及び人的被害（死者、行方不明者及び負傷者）が発生し、又は発生が見込まれる場合
- ・災害救助法又は被災者再建支援制度の適用が見込まれる場合
- ・自衛隊の災害派遣、緊急消防援助隊による応援等の実動機関との活動が見込まれる場合
- ・ライフラインの途絶、孤立地域の発生、道路の寸断等により、長期にわたる人的・物的支援や全庁的な態勢による対応が必要と見込まれる場合

○大規模な災害の発生するおそれ

- ・台風が「大型」、「非常に強い」、「970hPa 以下」のいずれかの勢力を保ったまま本市を通過することが予想される場合
- ・土砂災害の前兆現象（溪流が急に濁り、又は減水する、異様な山鳴りがする等）が見られる場合
- ・気象庁が発表する危険度分布において、災害や被害の発生が見込まれる場合

(1) 配備態勢ごとの主な対応

全庁における配備態勢ごとの対応職員と主な対応は、次のとおりとする。

態勢		準備態勢	警戒配備態勢	非常配備態勢	
				1号	2号
対応職員	風水害等	- 危機管理課の災害対策要員（所属長が指名する職員） - その他気象注意報等の発表内容により、特に指名する課の災害対策要員	- 危機管理課、農地林務課、公園河川課、道路維持課、総務課（浪岡）、都市整備課、給排水課、八重田浄化センター、蜷貝ポンプ場の災害対策要員（所属長が指名する職員） - その他気象警報等の発表内容により、特に指名する課の災害対策要員	- 各部筆頭課の災害対策要員（所属長が指名する職員） - 危機管理課、人事課、管財課、広報広聴課、農業政策課、農地林務課、公園河川課、道路維持課、総務課（浪岡）、都市整備課、給排水課、八重田浄化センター、蜷貝ポンプ場の災害対策要員（所属長が指名する職員）	- 各課等の長 - 各課等の災害対策要員（所属長が指名する職員） - 災害対策本部が設置された場合は、全職員（ただし、災害状況により、本部長の指示で規模を縮小できる）
	地震・津波		- 各部の部長が指名する課長 - 休日等の勤務時間外においては各課等の災害対策要員（所属職員の3割程度） - その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機	- 各課等の長 - 休日等の勤務時間外においては各課等の災害対策要員（所属職員の6割程度） - その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機	全職員
	火山		- 危機管理課、観光課、農地林務課、公園河川課、道路維持課の災害対策要員（所属長が指名する職員） - その他、特に指名する課の災害対策要員	- 各部筆頭課の災害対策要員（所属長が指名する職員） - 危機管理課、人事課、管財課、広報広聴課、観光課、農地林務課、公園河川課、道路維持課、総務課（浪岡）、都市整備課、給排水課、八重田浄化センター、蜷貝ポンプ場の災害対策要員（所属長が指名する職員）	- 各課等の長 - 各課等の災害対策要員（所属長が指名する職員） - 災害対策本部が設置された場合は、全職員（ただし、災害状況により、本部長の指示で規模を縮小できる。）
主な対応		- 情報収集及び共有（気象情報等） - 各課等への注意喚起 - 関係各課等との連絡体制の確保	- 情報収集及び共有（気象情報、被害状況、避難所開設・運営状況等） - 災害情報連絡室の設置 - 災害情報連絡員会議開催 - 各課等への注意喚起 - 関係各課等との連絡体制の確保 - 市民等に対する注意喚起（気象情報、避難情報等の発信）	- 情報収集及び共有（気象情報、被害状況、避難所開設・運営状況等） - 警戒対策本部の設置 - 警戒対策本部事務局設置 - 警戒対策本部会議開催 - 関係各課へ対応指示 - 各課等への注意喚起 - 関係各課等との連絡体制の確保 - 市民等に対する注意喚起（気象情報、避難情報等の発信） - 自衛隊等防災関係機関への協力要請	- 情報収集及び共有（気象情報、被害状況、避難所開設・運営状況等） - 災害対策本部の設置 - 災害対策本部事務局設置 - 災害対策本部会議開催 - 関係各課へ対応指示 - 各課等への注意喚起 - 関係各課等との連絡体制の確保 - 市民等に対する注意喚起（気象情報、避難情報等の発信） - 自衛隊等防災関係機関への協力要請

(2) タイムライン

風水害や地震・津波における災害対策本部のフェーズごとの主要判断項目、情報収集、対応項目等の一例は、別紙タイムラインのとおりとする。

【初動期・応急期・復旧期の目安※】

初動期：発災当日～3日後 …発災直後で情報が錯そうし、対応も混乱している時期

応急期：3日～1週間後 …被災者が避難をし始め、各種支援が必要な時期

復旧期：1週間後～1ヶ月後 …ハード面の復旧・整備が主となる時期（状況にあまり変化が見られない時期）

※あくまで目安であり、災害の規模や被害の状況により異なる。

(3) 廃止基準

各配備態勢で設置する組織の廃止基準である「災害発生後において応急対策の措置が完了したとき」は、次のとおりとし、廃止は態勢責任者が決定する。

○各種気象警報等解除後、市内に大きな被害が確認されなかったとき

○災害応急対策がおおむね完了したとき（復旧期）

3 災害対策本部事務局及び各部・各班の所掌事務

(1) 災害対策本部事務局

班	所掌事務
事務局長 (総務部次長)	・災害対策本部事務局の意思決定に関すること。 ・災害対策本部長の意思決定の補佐に関すること。 ・本部長への意見具申に関すること。
総括班	・災害対策の目標及び対応方針に関すること。 ・災害対策に係る全体調整及び進行管理に関すること。 ・本部会議の開催決定及び運営に関すること。 ・災害対策本部事務局班長会議等に関すること。 ・現地災害対策本部に関すること。 ・県へのリエゾンの派遣に関すること。 ・国、県、防災関係機関との連絡調整及び調整会議等の開催に関すること。 ・避難指示等に関すること。 ・本部長・副本部長への状況報告に関すること。 ・各部に属さない業務の対応に関すること。 ・その他災害対策の統括及び総合調整に関すること。
情報班	(収集チーム) ・情報の収集の方針及び進行管理に関すること。 ・情報の収集及び展開に関すること（国、県、関係機関等のリエゾンからの情報を含む）。
	(整理分析チーム) ・情報の整理分析の方針及び進行管理に関すること。 ・情報の整理・分析に関すること。 ・関係機関との情報の相互提供及び確認に関すること。 ・消防庁への報告（火災・災害等即報要領等）に関すること。 ・被害状況等の関係省庁、県及び防災関係機関への提供に関すること。 ・気象、地震津波情報等の伝達に関すること。
対策班	・災害対策の具体的な方針の立案及び進行管理に関すること。 ・応急復旧、啓開等に関する優先順位に関すること。 ・県への緊急消防援助隊、自衛隊、海上保安部等の応援要請に関すること。 ・緊急消防援助隊、自衛隊、海上保安部等との連絡調整に関すること。 ・県への防災ヘリコプターの応援要請に関すること。 ・臨時ヘリポートの使用に関すること。 ・救出及び遺体捜索班の編成に関すること。

班	所掌事務
受援班	(人的支援チーム) ・ 人的支援に関する各部（受援課）との調整及び全般的な指示に関すること。 ・ 人的支援に関する県及び他の地方公共団体等に対する支援要請及び受入れに関すること。 ・ 人的資源の配分決定に関すること。 ・ 応援職員の派遣調整に関すること。 ・ 災害ボランティアセンターの設置の要請に関すること。
	(物的支援チーム) ・ 物資に関する全体的な調整、配分方針の検討に関すること。 ・ 二次物資拠点の設置・運営に関すること。 ・ 二次物資拠点の連絡調整に関すること。 ・ 避難所等からの物的支援に係る応援要請の取りまとめに関すること。 ・ 物的支援に関する各部への指示に関すること。 ・ 物的支援に関する県及び他の地方公共団体等に対する支援要請及び受入れに関すること。 ・ 物資輸送の総合調整に関すること。 ・ 小口救援物資の把握及び災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。
総務班	(本部・渉外チーム) ・ 災害対策本部事務局員の安否確認に関すること。 ・ 本部会議の資料のとりまとめ、会場設営及び議事録の作成に関すること。 ・ 防災情報ネットワークの稼働確認に関すること。 ・ 通信機器の確保に関すること。 ・ 関係機関から派遣されたリエゾンの活動場所の確保及び設営に関すること。 ・ 災害時に必要な公用車の利用計画に関すること。 ・ 災害対策本部事務局員の仮眠室等の確保に関すること。 ・ 災害対策本部事務局員の食料・飲料水確保に関すること。 ・ 被災地の視察等に係る国会議員、政府機関等の応接に関すること。
	(予算経理チーム) ・ 災害対策本部の経理に関すること。 ・ 災害対策に必要な経費等の算定に関すること。
広報班	・ 報道機関に対する報道要請及び情報提供（記者会見等）に関すること。 ・ 市民向けメッセージ・情報の発信に関すること。 ・ 災害対策本部会議資料等の外部への提供・公表に関すること。 ・ 本部長の対応を含む災害対策本部の記録及び資料収集に関すること。 ・ 被災者等からの相談・要望の総合窓口の設置に関すること。

(2) 各部・各班

青森市災害対策本部規程第9条に規定する別表第1のとおり

4 現地災害対策本部

(1) 設置及び廃止

現地災害対策本部は、次のような特定の地域等において、災害応急対策を総合的に実施する必要があると本部長（市長）が判断したときに設置する。

また、当該地域における災害応急対策が完了したときに本部長（市長）が廃止する。

ア 災害により孤立し、又は情報収集・伝達が困難となった地域

イ 局地的な災害が発生し、又は他の地域に比して特に甚大な被害が発生した地域

ウ 土砂災害等の災害により、迅速な避難対策を実施する必要がある地域

(2) 組織及び編成

現 地 災 害 対 策 本 部 長	災害対策本部の副本部長又は本部員の中から本部長（市長）が指名する者をもって充てるものとし、災害応急対策の指揮、総括及び関係機関との連絡調整に当たる。
現地災害対策本部 副 本 部 長	現地災害対策本部長が指名する複数の者をもって充てるものとし、現地災害対策本部長を補佐する。
現地災害対策本部 要 員	各部から派遣される職員をもって充てるものとし、要員の数は現地災害対策本部長が災害の規模、態様等に応じて指示するものとする。

(3) 設置場所

現地災害対策本部は、被災地に最も近い防災活動拠点施設等公的施設に設置するものとする。

ただし、災害応急対策を実施する上で、他に適当な場所が確保できるときは、現地災害対策本部長の判断により適宜設置するものとし、その旨を災害対策本部長（市長）に報告するものとする。

5 本部連絡員（リエゾン）

各部の本部連絡員（リエゾン）の主な役割は、次のとおりとし、年度当初にあらかじめ定める。

※本部連絡員は、主幹級以上の職員2名（主担当1、副担当1）

(1) 被災状況等の情報収集

災害対策本部会議への出席、会議資料の収集、ホワイトボード・地図等の確認、部内職員からの聞き取り等により、情報や支援のニーズを収集し、災害対策本部事務局に報告する。

【収集すべき情報の例】

所管施設の被災状況（人的・建物被害）、関係機関・団体等の被災状況（人的・建物被害）、部内又は関係機関・団体等の人的・物的支援等のニーズ、災害応急対策の実施状況 等

（２）所属の明示

各部の本部連絡員（リエゾン）は、各部等の名称を明示したビブスの着用により自身の所属を明らかにし、安全を確保した上で活動する。

（３）情報共有及び連絡調整

災害対策本部からの連絡事項等を部内職員等に伝達するほか、災害応急対策等に係る各部相互の連絡調整を行う。

６ 災害対策本部会議

本部長は、市の災害対策を推進するため、本部長、副本部長、本部員等で構成する災害対策本部会議を開催し、災害応急対策に関する意思決定を行う。

（１）会議の目的

災害対策本部会議は、状況認識を図るとともに、目標及び対策方針を決定する。

（２）会議の開催

災害対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員のほかに必要に応じて、オンライン方式を含め、県、自衛隊等の関係機関も参加し、市役所本庁舎２階災害対策本部室（庁議室・大会議室）で開催する。

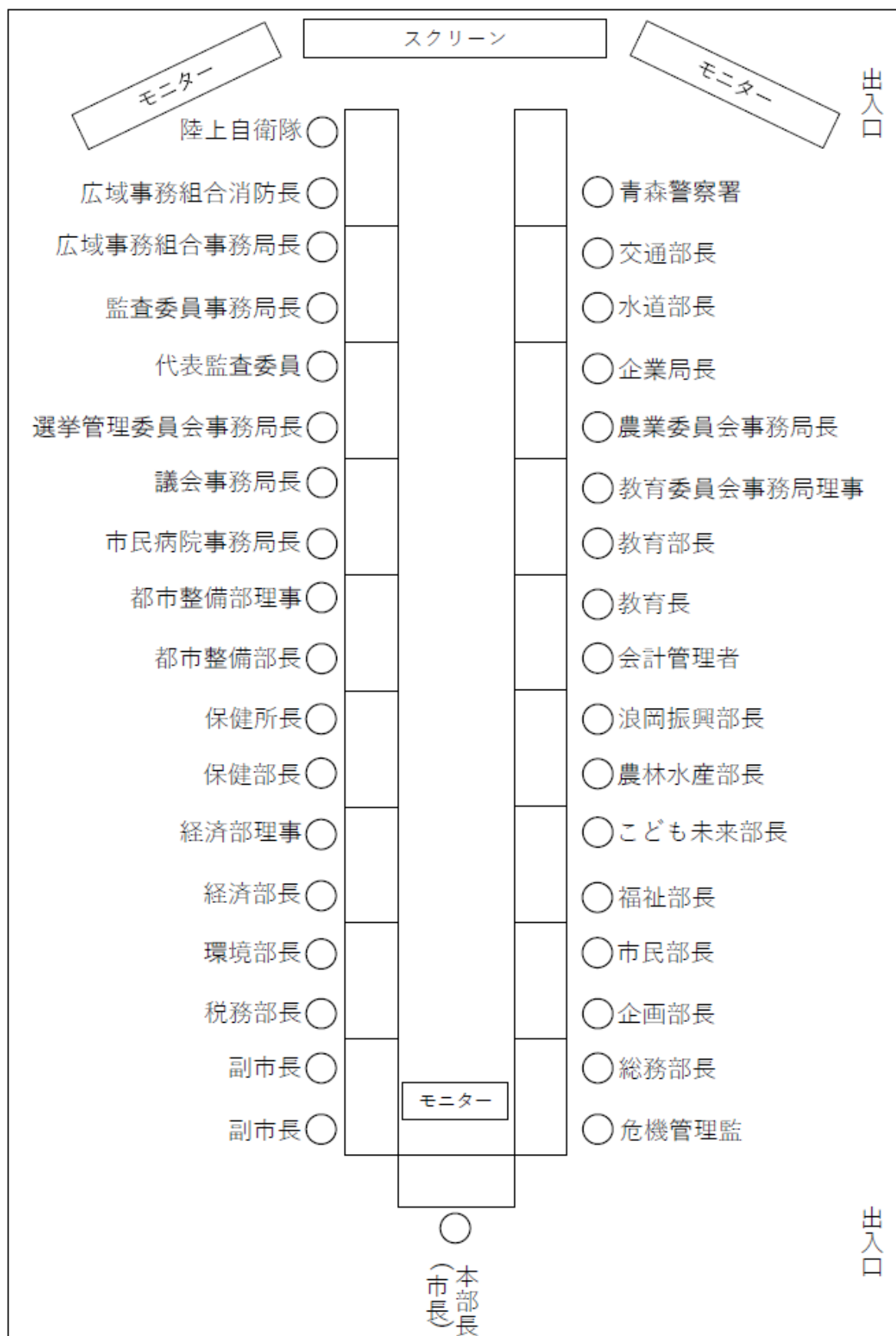
（３）会議の運営

本部会議は必要に応じて開催し、被害状況や対応状況等の情報を整理・分析した全体像がわかる内容で、全体の状況認識を図るとともに、情報の分析結果をもとに対処方針の決定等を行う。

（４）会議の席図

本部会議の席図は、原則として次のとおりとし、出席者等に応じ適宜変更する。

青森市役所本庁舎 2 階災害対策本部室（庁議室・大会議室）



7 その他の会議

各部長及び各班長は、関係部、関係班、関係機関等と認識共有や各種調整を実施するため、定期的に会議や打合せを実施する。

(1) 会議の目的及び運営

会議は、情報の共有、災害対応に関する懸案事項及び横断的な事項の調整を目的に実施する。

また、部内における対応状況の進捗管理を図るとともに、災害対策本部の対応状況の情報共有を積極的に行う。

(2) 会議の種類

会議の種類は、次のとおりとする。

会議	構成員	開催者	目的
災害対策本部事務局 班長会議	事務局長 総括課長・構成課長 各班長 等	事務局統括班長	・本部会議、対応方針等の 伝達 ・事務局内調整
庁内調整会議	事務局各班長 各部本部連絡員 等	事務局統括班長	・認識の統一 ・他部間の調整
関係機関連絡会議	事務局関係班長 関係機関連絡員 各部本部連絡員 等	事務局 統括班長又は 対策班長	・認識の統一 ・活動状況の確認 ・関係機関との調整
各部班長会議	各部長 部内各班長 等	各部筆頭班長	・認識の統一 ・本部会議、対応方針等の 伝達 ・部内調整
班内会議	班長 班員	班長	・認識の統一 ・対応方針等の伝達
災害情報連絡員会議	危機管理監 危機管理課長 各課の連絡員 等	危機管理課	・認識の統一 ・被害等の報告依頼

第3章 災害応急対応

1 警戒対策本部の設置

市長は、災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報・警報及び水防指令等の発令状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、警戒対策本部を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処する。

2 警戒対策本部の廃止、災害対策本部への移行

警戒対策本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、警戒対策本部を廃止する。また、被害状況から災害応急活動の必要があると認められる場合は、災害対策本部へ移行する。

3 災害対策本部の設置

市長は、市の地域内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、市防災会議との緊密な連絡のもとに、災害応急対策を実施するものとする。（気象情報等で非常態勢（2号配備）の配備基準を満たすことが明らかな場合は、その時点をもって自動的に設置するものとする。（自動設置））

災害対策本部事務局は、災害対策本部を設置した場合、災害対策本部を設置した旨を各部及び関係機関に連絡する。

4 非常参集

非常態勢（2号配備）に該当する災害が発生した場合における職員の非常参集先と参集方法は、以下のとおりとする。

（1）非常参集先

職員は、勤務先に参集することを基本とする。

ただし、勤務先に津波の到達が予想される場合や道路の途絶等により勤務先までの参集が困難な場合は、最寄りの安全な指定避難所に参集する。

参集後は、状況等に応じて可能な場合は勤務先まで移動する。なお、参集途上で負傷者を発見した場合は、その救出・救助を優先する。

（2）参集報告

職員は、「職員安否・参集確認システム」により、本人や家族の安否状況及び参集可否について報告する。

(3) 参集できない場合の対応

救出・救助への従事、道路の途絶等の理由から、所定の場所へ参集できない場合は、その旨を所属班に連絡し、参集できない理由が解消された時点で、直ちに参集する。

(4) 災害対策本部室への参集

災害対策本部事務局員は、勤務先に登庁後、市役所本庁舎 2 階災害対策本部室に自主的に参集し、自身が所属する班の班長に到着した旨を伝え、指示に従う。

5 各部共通の実施業務

災害対策本部設置後の事務局及び各部共通の業務は、次のとおりとする。

役割	項目	主な内容
班長	班員の安否確認	・ 班員の安否確認 (安否確認が終わり次第、各部筆頭班に報告)
	班の設置	・ 災害の状況、参集状況等を考慮し、あらかじめ定められた役割分担を確認又は指示 ・ 班の運営のための設備 (PC、電話、ホワイトボード等) の確認及び設置の指示 (設置作業が終わり次第、各部筆頭班に報告)
	班の運営	・ 班の対応方針等の決定 ・ 班員への指示、班内業務の調整 ・ 班内の対応状況の確認・取りまとめ ・ 部内における他班との人員の調整 ・ 災害対応記録の作成の指示 (クロノロジー、対応記録、写真等)
	会議等	・ 調整会議 (部内等会議) への出席 ・ 会議等における意思決定・調整 ・ 班員への会議結果の伝達
班員	班の運営	・ 班長の指示のもと、災害対応に当たる

6 情報活動

本部長の意思決定に必要な情報を生成するため、次の情報活動を実施する。

(1) 情報活動の流れ

ア 収集計画

災害対策本部事務局統括班は、災害応急対策の方針などを踏まえ、情報収集に関する計画を作成する。

イ 収集

災害対策本部事務局及び各部は、災害応急対策の実施に当たり、必要な情報を選定し、その情報を優先的に収集・伝達する。

災害対策本部事務局情報班は、各部からの報告を取りまとめ、災害対策本部事務局内に展開する。

ウ 処理

災害対策本部事務局各班及び各部は、収集した個々の情報についてそれぞれ重要度を判断し、必要に応じて関係班・部・機関に提供（共有）し、対応を要請する。

(2) 青森市防災情報システムへの入力

ア 青森市防災情報システムへの入力情報は、本システムを使用できる全ての機関で確認ができるため、災害対応時は積極的に活用し、関係機関等との情報共有に努める。

青森市防災情報システムのURL <https://bousai.city.aomori.aomori.jp/>

イ 各班は、時系列で情報を整理・確認するため、青森市防災情報システムのクロノロジー、被災情報、避難情報・避難所及び物資情報に収集した情報や対応状況を入力する（各班長は、班員からシステム入力担当者を指名する）。

各班の班長は、定期的に入力内容を確認し、災害対応に漏れなどがないことを確認する。

7 対応困難な事案への対応

各部・各班は、自らの部署での対応が困難な事案が発生した場合、必要な人的・物的資源を整理し、災害対策本部事務局受援班に対応を要請する。

災害対策本部事務局受援班は、庁内の人的・物的資源ニーズを把握し、必要に応じて県に支援を要請する。なお、県への支援要請の具体的な手順は、「青森市災害時受援計画」による。

8 勤務体制等

(1) 勤務体制

各班長は、長時間勤務に対する職員の健康面に配慮するため、交代勤務計画を作成し、勤務体制を整備する。

なお、職員の不足等により、班内での交代勤務体制整備が困難な場合は、各部筆頭班等に交代勤務体制の確保を依頼する。

各部筆頭班等の班長は、部内において交代勤務体制を整備する。各部筆頭班等の班長は、職員の不足等により、部内での交代勤務体制整備が困難な場合は、災害対策本部事務局受援班（人的チーム）に庁内での人員の確保を依頼する。

【勤務体制の基本的な考え方】

- 災害発生から応急期までの間は、24 時間体制を確保する（各部を含む）。
- 災害対策本部の運営は、長期間（数か月～1 年）に及ぶことに留意する。
- 交代は、班員全員が同時に交代することがないように、勤務体制の確保に留意する。
- 勤務体制は、発災初日から検討する。
- 勤務体制を確保するため、平時から非常時優先業務を整理し、見直しておく。

(2) 引継ぎ

引継ぎは、原則として地図、青森市防災情報システム（クロノロジー等）、会議資料、ホワイトボード等を用いて行い、特に未対応・対応中の案件の引継ぎは、漏れがないよう留意する。

また、個別の案件だけではなく、全体像（目標、対応方針、状況予測等）も引き継ぎ、班長等の責任者が交代する際は、後任の責任者を指定する。

風水害タイムライン

時間経過		-72h	-48h	-24h	-12h	-6h	-3h	0h	3h	6h	12h	24h～
フェーズ		<台風発生>	<台風が接近又は上陸のおそれあり>	<台風が接近又は上陸のおそれあり>	<台風が接近又は上陸の可能性大>			<台風が最接近又は上陸>			<台風通過、強風域>	<台風一過>
想定される状況	気象情報		・大雨・洪水・強風注意報 ・府県気象情報の発表 ・気象庁記者会見	・大雨・洪水・強風注意報 ・府県気象情報の発表 ・気象台説明会	・大雨・洪水・暴風警報 ・関西、関東等に台風上陸 ・気象台説明会 ・土砂災害警戒情報	・大雨・洪水・暴風警報 ・関西、関東等に台風上陸 ・気象台説明会 ・土砂災害警戒情報	・特別警報 ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報 ・気象台ホットライン			特別警報⇒警報へ切替	警報⇒注意報へ切替	
	河川情報				・水防団待機水位到達 ・氾濫危険情報（警戒 Lv2）	・氾濫警戒情報（警戒 Lv3） ・氾濫危険情報（警戒 Lv4）	・氾濫発生情報（警戒 Lv5）				警報⇒注意報へ切替	
	その他				・被害発生のおそれあり ・自主避難	・被害発生のおそれあり ・自主避難	・被害の発生・拡大 （人的・住家被害、土砂崩落、道路冠水、高潮災害のおそれ、孤立地域の発生）			・随時、被害判明	・随時、被害判明	
態 勢			準備態勢		警戒配備態勢 災害情報連絡室設置	非常配備態勢 1 号 警戒対策本部設置	非常配備態勢 2 号 災害対策本部設置					復旧体制
主要判断項目			・準備態勢（配置等） ・今後の対応方針	・準備態勢（配置等） ・自主避難所の開設 ・高齢者等避難の発令 ・今後の対応方針	・警戒態勢（配置等） ・指定避難所の開設 ・高齢者等避難、避難指示の発令 ・今後の対応方針	・非常態勢（配置等） ・指定避難所の開設 ・高齢者等避難、避難指示の発令 ・今後の対応方針	・非常態勢（配置等） ・避難指示、緊急安全確保の発令 ・実動部隊への応援要請（自衛隊、警察等） ・災害応急対策の対応方針 ・今後の対応方針			・備蓄物資の配布 ・災害応急対策の対応方針 ・今後の対応方針	・物的支援の要請 ・災害応急対策の対応方針 ・今後の対応方針	・今後の対応方針
情報収集		・気象情報	・気象情報 ・県、気象台、庁内等の情報	・気象情報 ・県、気象台、庁内等の情報	・気象情報 ・自主避難所開設状況 ・河川、道路情報 ・土砂災害危険区域の状況 ・県、気象台、庁内等の情報	・気象情報 ・被害状況 ・避難所開設状況 ・避難状況 ・河川、道路情報 ・土砂災害危険区域の状況 ・ライフライン状況 ・県、気象台、庁内等の情報	・気象情報 ・被害状況 ・避難所開設状況 ・避難状況 ・河川、道路情報 ・土砂災害危険区域の状況 ・ライフライン状況 ・県、気象台、庁内等の情報 ・関係機関等の活動状況					
主要対応項目		・県、気象台、庁内等との情報共有	・庁内への注意喚起 ・通信設備、システム等の状況確認 ・連絡体制の確保（庁内、関係各課等） ・県、気象台、庁内等との情報共有	・庁内への注意喚起 ・自主避難所の開設に向けた関係各課との連絡調整 ・県、気象台、庁内等との情報共有	・情報連絡員会議の開催 ・各避難所の開設に向けた関係各課との連絡調整 ・警戒対策本部設置に向けた検討、機材等の設置準備 ・市民への注意喚起（避難情報、気象情報等の周知） ・市民への避難所開設情報等の提供 ・県、気象台、庁内等との情報共有	・警戒対策本部会議の開催 ・災害対策本部室に事務局設置 ・市民への注意喚起（避難情報、気象情報等の周知） ・市民への避難所開設情報等の提供 ・県、気象台、庁内等との情報共有	・災害対策本部へ移行 ・事務局員の参集（増員） ・災害対策本部会議の開催 ・自衛隊災害派遣要請 ・県内消防応援隊、緊急消防援助隊の要請 ・関係機関リエゾンの受入 ・D M A T 派遣要請 ・市民への注意喚起（避難情報、気象情報等の周知） ・市民への避難所開設情報等の提供 ・県、気象台、庁内等との情報共有			・災害対策本部会議の開催 ・自衛隊、警察等との調整 ・広域避難の受入要請 ・備蓄物資の配布 ・市民への注意喚起（避難情報、気象情報等の周知）	・災害対策本部会議の開催 ・自衛隊、警察等との調整 ・広域避難の調整 ・備蓄物資の配布 ・市民への注意喚起（避難情報、気象情報等の周知） ・災害対策本部廃止の検討	・住家等被害状況調査 ・罹災証明の交付 ・被災者支援 ・市有施設等の被害状況調査 ・応急、復旧工事 ・人的、物的支援の要請

地震・津波タイムライン

時間経過		0h	0.5h	1h	3h	6h	12h	24h	48h	72h～
フェーズ		< 地震発生 >	< 大津波警報 >	< 津波到達 >				< 津波警報に切替 >	< 津波注意報に切替 > < 津波注意報解除 >	
想定される状況	被害等	・ 最大震度 7 ・ 公共交通機関等麻痺 ・ 被災地全体で停電 ・ 一部断水 ・ ガス供給停止 ・ 被害発生（家屋倒壊、斜面崩落、火災等）	・ 大津波警報発表 ・ 津波による被害発生 ・ 孤立集落の発生	・ 津波到達（津波高 1m） 最短到達時間 79 分 ・ 津波到達（津波高 3m） 最短到達時間 90 分				大津波警報⇒津波警報に切替	・ 津波警報⇒津波注意報に切替 ・ 津波注意報解除	
	態勢	非常配備態勢 2 号 災害対策本部設置								
	主要判断項目	・ 今後の対応方針 ・ 実動部隊への応援要請（自衛隊、警察等） ・ 民間企業への応援要請			・ 物的、人的支援の要請 ・ 備蓄物資の配布 ・ 今後の対応方針	・ 二次物資集積所等決定 ・ 今後の対応方針	・ 道路啓開の優先箇所 ・ 今後の対応方針	・ 防災ボランティアセンター設置 ・ 広域避難の実施決定 ・ 今後の対応方針	・ 遺体安置所の設置 ・ 今後の対応方針	・ 各被災者支援の適用 ・ 埋火葬の広域応援 ・ 実動部隊の撤収検討
	情報収集	気象庁、消防庁等から地震情報	・ 地震、津波情報 ・ 被害情報 ・ 避難状況 ・ 道路状況 ・ ライフライン状況			・ 地震、津波情報 ・ 被害情報 ・ 避難状況 ・ 道路状況 ・ ライフライン状況	・ 実動部隊の活動状況 ・ 支援物資のニーズ			
主要対応項目		・ 災害対策本部設置（自動設置） ・ 全職員自動参集 ・ 災害対策本部室に事務局設置 ・ 県にリエゾン派遣 ・ 関係機関リエゾン受入 ・ 全職員安否確認（各部筆頭課から人事課へ） ・ 自衛隊災害派遣要請 ・ 県内消防応援隊、緊急消防援助隊の要請 ・ 通信設備、システム等の状況確認 ・ 連絡体制の確保（庁内、関係各課等） ・ 市民へ避難指示発令 ・ 避難所開設（自動開設※） ※原則、浸水想定区域外の小学校・市民センター等（防災活動拠点施設）38 施設		・ 関係機関調整会議開催 ・ 避難所開設（増設）	・ 災害対策本部会議開催 ・ 本部長記者会見 ・ 関係機関と活動調整 ・ 備蓄物資の配分決定、配送手配	・ 災害対策本部会議開催 ・ 本部長記者会見 ・ 関係機関と活動調整 ・ 災害対策要員の関係機関仮眠室の確保 ・ 災害対策要員の食料品確保 ・ 保健医療現地調整本部員の受入 ・ 福祉避難所の開設調整 ・ 備蓄物資の配送開始 ・ 物資集積所等の決定 ・ プッシュ型支援の受入調整 ・ 協定に基づく物資供給調整開始 ・ 各種支援の調整	・ 災害対策本部会議開催 ・ 本部長記者会見 ・ 関係機関との活動調整 ・ 人的・物的支援調整開始 ・ 本部長現地視察 ・ 協定に基づく物資供給調整 ・ 各種支援の調整 ・ 災害対策要員の交代計画作成	・ 災害対策本部会議開催 ・ 本部長記者会見 ・ 関係機関との活動調整 ・ ボランティアセンター設置 ・ ボランティア、NPO 受入開始 ・ 寄附金受付開始 ・ 広域避難調整開始 ・ 物資集積所の運用開始 ・ 応急危険度判定等実施 ・ 住家被害調査開始 ・ 各種支援の調整	・ 災害対策本部会議開催 ・ 本部長記者会見 ・ 関係機関との活動調整 ・ 各種支援の調整	・ 災害対策本部会議開催 ・ 本部長記者会見 ・ 関係機関との活動調整 ・ 実動部隊の撤収 ・ 埋火葬の広域調整 ・ 被災者支援の運用 ・ 公費解体に係る調整 ・ 災害廃棄物処理体制の確保 ・ し尿処理体制の確保 ・ 各種支援の調整

青森市災害対策本部 事務局運営マニュアル

令和 7 年 4 月

青森市

第1章 総則	1
1 目的	1
2 対象とする災害	1
3 位置付け	1
4 マニュアルの周知	1
5 マニュアルの検証と見直し	1
第2章 組織と編成	2
1 組織	2
2 参集体制	2
3 事務局の編成	3
(1) 本部	3
(2) 統括班	3
(3) 情報班	4
(4) 対策班	4
(5) 受援班	4
(6) 総務班	4
(7) 広報班	5
(8) 本部連絡員	5
4 災害対策本部室	5
(1) 事務局のレイアウト	5
(2) ビブスの着用	7
(3) 災害対策本部室の電話番号	7
第3章 災害応急対応	8
1 災害警戒本部	8
(1) 本部設置の通知及び公表	8
(2) 災害応急対応	8
(3) 本部廃止の通知及び公表	8
(4) 災害対策本部への移行	8
2 災害対策本部	8
(1) 災害対策本部の設置	8
(2) 本部設置の通知及び公表	8
(3) 事務局員の参集及び安否確認	9
(4) 被害報の投げ込み	9
(5) 本部会議の開催	9

(6) 本部会議資料の提供等	9
(7) 災害対策本部の廃止	9
(8) 本部廃止の通知及び公表	9
3 情報活動	10
(1) 情報収集	10
(2) システムの活用	12
(3) 情報収集カード	15
(4) 地図の作成	17
第4章 事務局各班の業務	18
1 統括班	18
(1) 役割	18
(2) 主な業務	18
2 情報班	19
(1) 収集チーム	19
(2) 整理分析チーム	19
3 対策班	21
(1) 役割	21
(2) 主な業務	21
4 受援班	23
(1) 人的支援チーム	23
(2) 物的支援チーム	23
5 総務班	25
(1) 本部・渉外チーム	25
(2) 予算・経理チーム	26
6 広報班	27
(1) 役割	27
(2) 主な業務	27

【資料集】

- 資料1 被害報（例）
- 資料2 情報収集カード様式及び記載例
- 資料3 災害対応目標及び対応方針（例）
- 資料4 情報収集計画（例）
- 資料5 業務予定（例）
- 資料6 災害対策本部会議資料（例）

第1章 総則

1 目 的

本マニュアルは、青森市災害対策本部及びそれに準じた組織（以下「災害対策本部」という。）の的確かつ迅速な業務遂行のため、災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）の運営に係る標準的な業務処理の手順、方法等について定めるものである。

2 対象とする災害

本マニュアルが対象とする災害は、風水害災害、地震・津波災害及び火山災害等の自然災害とする。

3 位置付け

本マニュアルは、災害時において事務局が共通して把握しておくべき事務要領等をまとめたものである。

4 マニュアルの周知

災害応急対策を実施するためには、平時から全職員がその内容を理解し、それぞれが行うべき行動を認識しておく必要があることから、本マニュアルを青森市グループウェアシステムのライブラリに掲示するなどし、全職員が参照できるようにする。

5 マニュアルの検証と見直し

定期的に、年1回以上、防災訓練等を実施し、関係職員の防災意識の向上を図るとともに、本マニュアルへの習熟度を高め、その実効性を検証する。

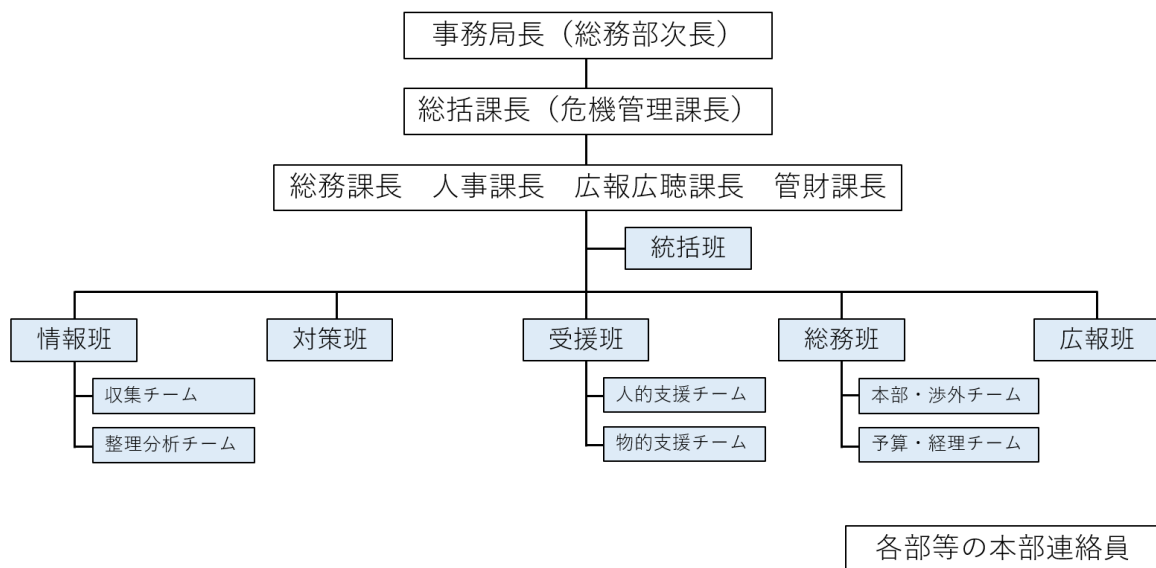
また、防災訓練等の結果や組織改正等を踏まえ、定期的に、年に1回以上、本マニュアルの見直しを行う。

第2章 組織と編成

1 組織

- ・事務局は、事務局長、総括課長、構成課長及び事務局員で構成する。
- ・事務局長には総務部次長を充て、総括課長には危機管理課長を充てる。
- ・事務局には統括班、情報班、対策班、受援班、総務班、広報班及び各部等の本部連絡員を置き、各班員は総務部及び企画部の職員で構成する。
- ・本部連絡員は、各部等筆頭課（総務部を除く。）の職員各2名（本人及び代理）とする。

【事務局の体制】



2 参集体制

事務局の参集基準は、次のとおりとする。

◎：全職員参集 △状況に応じて参集（危機管理課から参集を指示）

態勢	統括班	情報班	対策班	受援班	総務班	広報班	本部 連絡員
準備態勢	—	—	—	—	—	—	△
警戒配備態勢	—	△	△	—	—	—	△
非常配備態勢 1号	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
非常配備態勢 2号	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

3 事務局の編成

- ・事務局の運営を円滑に実施するため、総務部及び各部の職員をもって事務局を編成する。
- ・事務局（本部連絡員を除く。）は、災害対策本部室に常駐し、災害対応全般を統制する。
- ・事務局の要員は、年度当初にあらかじめ定める。
- ・事務局の編成は、下表を基本とする。ただし、当該年度の職員数等に応じて、決定する。
- ・配備要員の調整等は、各班で実施する。
- ・各班長は、災害の様態、参集人員の状況、各班の業務量等を勘案し、必要に応じて、各班長間で協議し、班員を流動的に配置する。
- ・事務局要員だけでは人員が不足する場合は、人事課に依頼し、必要人員を確保する。

事務局		合計		総務部	その他の部
本部		6		5	1
統括班		2		2	
情報班	収集チーム	4	2	2	
	整理分析チーム		2	2	
対策班		3		3	
受援班	人的支援チーム	4	2	2	
	物的支援チーム		2	2	
総務班	本部・渉外チーム	5	3	3	
	予算・経理チーム		2	2	
広報班		3			3
合計		27		23	4
本部連絡員		19		1	18

（1）本部

本部は、事務局長（総務部次長）、総括課長（危機管理課長）、総務課長、人事課長、管財課長、広報広聴課長で構成し、事務局の意思決定を行う。

（2）統括班

統括班は、事務局の災害対応全般を統括し、各班に対する指示及び統制を行う。

役割	人数	班員
班長	1	危機管理課（1）
班員	1	総務課（1）

(3) 情報班

情報班は、災害の情報を収集・整理するとともに、被害情報や被災地のニーズ等の現状を分析する。

チーム	役割	人数	班員
収集チーム	TL	1	人事課（1）
	チーム員	1	危機管理課（1）
整理分析チーム	TL	1	総務課（1）
	チーム員	1	危機管理課（1）

(4) 対策班

対策班は、各種災害対策等について、具体的な方針を立案するとともに、自衛隊、消防、警察等の関係機関との調整を実施する。

役割	人数	班員
班長	1	危機管理課（1）
班員	2	人事課（1） 管財課（1）

(5) 受援班

受援班は、災害対策に関する具体的な方針のもと、各部等からの具体の要請に対する人的・物的支援について庁内調整を実施するほか、必要に応じて県、民間事業者等と調整を実施し、人的・物的支援の受入調整及び調達を行う。

チーム	役割	人数	班員
人的支援チーム	TL	1	人事課（1）
	チーム員	1	人事課（1）
物的支援チーム	TL	1	管財課（1）
	チーム員	1	管財課（1）

(6) 総務班

総務班は、本部会議開催の準備、災害対策本部の運営支援、予算・経理に関する総合調整等を実施する。

チーム	役割	人数	班員
本部・渉外チーム	TL	1	総務課（1）
	チーム員	2	危機管理課（1） 管財課（1）
予算・経理チーム	TL	1	人事課（1）
	チーム員	1	危機管理課（1）

(7) 広報班

広報班は、災害対策本部の広報、総合窓口の設置・運営等を実施する。

役割	人数	班員
班長	1	広報広聴課（１）
班員	2	広報広聴課（２）

(8) 本部連絡員

本部連絡員は、部内の災害対策業務についての連絡調整及び本部長の命令、指示、伝達等を部内に周知徹底するほか、事務局から各部への依頼に係る調整を実施する。

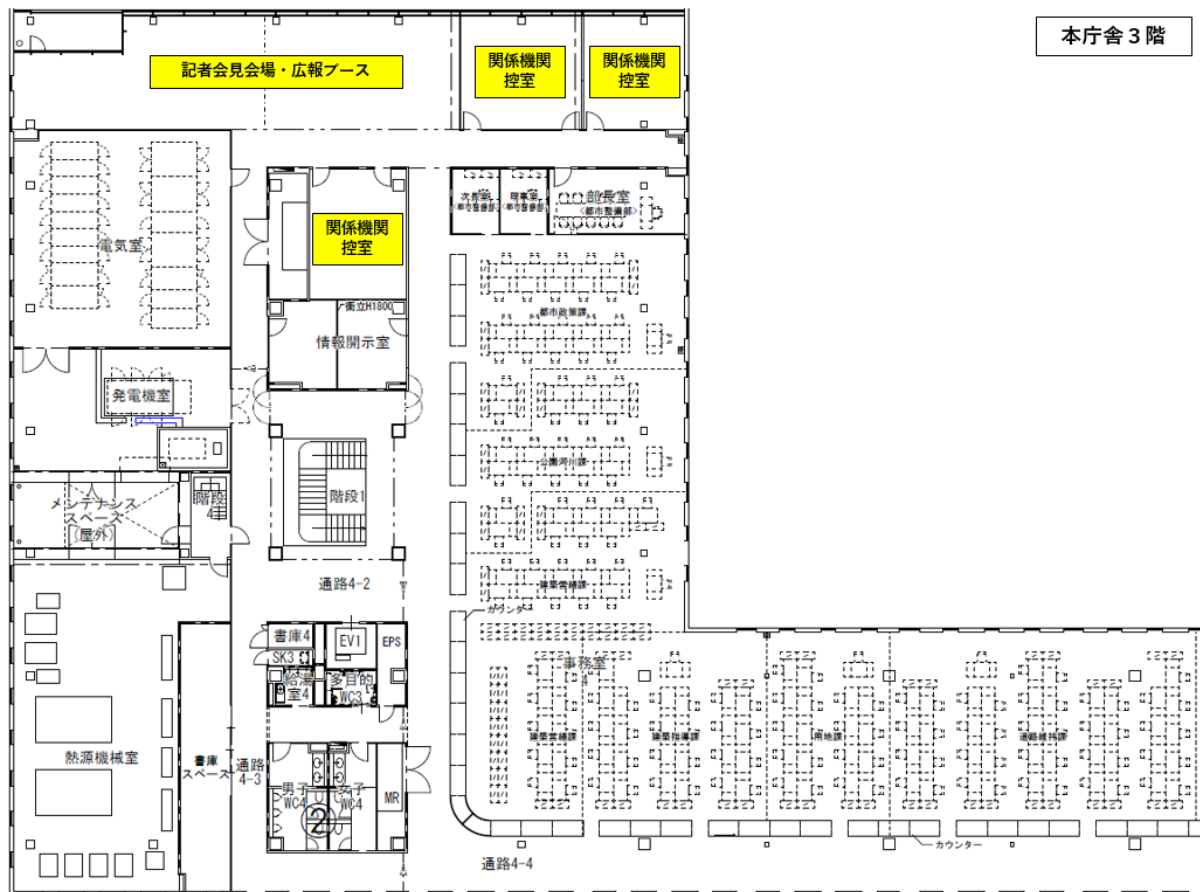
4 災害対策本部室

(1) 事務局のレイアウト

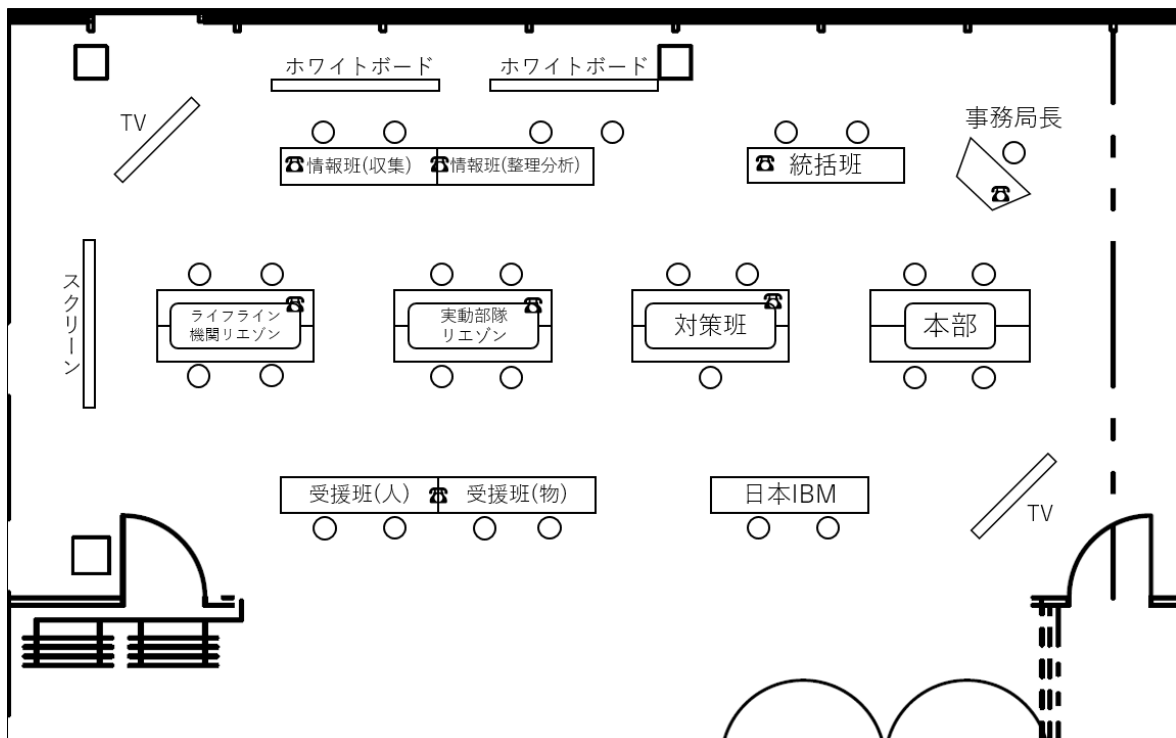
事務局各班の執務スペース（本庁舎2階及び3階）は、次のとおりとする。

ただし、職員の参集状況や災害の規模等に応じて流動的に変更するものとし、設備、機器等の配置を変更する場合や訓練実施後は、その都度見直しを図る。





災害対策本部室



(2) ビブスの着用

事務局員は、災害対策本部室内等において自身の所属を明確にするため、次のビブスを着用する。

【ビブスの種類】

班名	色	班名	色
統括班	黄	受援班	橙
情報班	緑	総務班	赤
対策班	青	広報班	桃

(3) 災害対策本部室の電話番号

災害対策本部室各班に設置されている電話番号は次のとおりとし、事務局設置後、関係機関等に連絡先を伝える。

班名・チーム名		直通番号	内線番号
事務局長		—	7998
統括班		017-752-9022	7995
対策班			7994
情報班	収集チーム		7991
	整理分析チーム		7992
受援班	人的支援チーム		7993
	物的支援チーム		
総務班	本部・渉外チーム	017-734-5059	2105・2159
	予算・経理チーム		
広報班		017-734-5106	2161・2162
実動部隊		017-752-9022	7996
ライフライン機関			7997

第3章 災害応急対応

1 警戒対策本部

(1) 本部設置の通知及び公表

警戒対策本部を設置する場合、危機管理課は、本部設置の通知及び公表について、危機管理課長に確認し、庁内（各部等筆頭課長）、県及び関係機関の長等に対して通知するとともに、報道機関に投げ込みを行う。

同時に、災害対策本部室入口に「青森市警戒対策本部」の看板を掲げ、関係職員が当該本部の設置を容易に確認できるようにする。

(2) 災害応急対応

事務局の活動に準じる。ただし、災害状況に応じて、警戒対策本部長（市長）の指示により活動規模を縮小することができる。

(3) 本部廃止の通知及び公表

警戒対策本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、警戒対策本部を廃止する。なお、本部廃止の通知及び公表は、設置の場合に準じ、統括班が実施する。

(4) 災害対策本部への移行

警戒対策本部から災害対策本部に移行する場合、情報班長及び対策班長は、統括班長等に災害情報等を説明する。統括班長等は、事務局長に説明の上、市長の了承を得た後、災害対策本部に移行する。

2 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置する場合、情報班長及び対策班長は、統括班長等に災害状況等を説明する。統括班長等は、事務局長に説明の上、市長の了承を得た後、災害対策本部を設置する。

なお、気象情報等で非常配備態勢（2号）の配備基準を満たすことが明らかで自動設置となる場合は、事務局長を通じ、その旨を本部長に報告する。

(2) 本部設置の通知及び公表

災害対策本部を設置した場合、統括班はその旨を庁内（各部等筆頭課長）、県及び関係機関の長等に対して通知し、広報班は報道機関に対し投げ込みを行う。

同時に、災害対策本部室入口に「青森市災害対策本部」の看板を掲げ、関係職員が当該本部の設置を容易に確認できるようにする。

(3) 事務局員の参集及び安否確認

事務局員は、勤務先に登庁後、本庁舎2階災害対策本部室に自主的に参集し、自身が所属する班の班長に到着した旨を伝え、指示に従う。

事務局各班長は、班員の安否状況を総務班に報告し、総務班は人事班に報告する。

(4) 被害報の投げ込み

情報班は、各部等から収集した情報を基に被害報（資料1）を作成し、広報班が報道機関に対して投げ込みを行う。

(5) 本部会議の開催

災害対応における目標及び方針の決定等を行うため、本部会議を開催する。（要調整項目：日時、出席者の範囲と席図、手話通訳者の手配、モニター・スクリーン等の設置（データ表示用とオンライン出席用）の必要性、報道機関の傍聴・ぶら下がりの有無、報道機関への周知時間など）

会議の開催に係る県等への連絡は、次により行い、会議室の設営、資料組み、議事録の作成等は総務班が主体となて行う。

- ①県及び報道機関：広報班
- ②リエゾン：情報班
- ③庁内各部等：情報班
- ④関係機関（実動及びライフライン）：対策班

(6) 本部会議資料の提供等

本部会議資料は、次により県等に提供する。

- ①県：広報班
- ②リエゾン：情報班
- ③関係機関：各班
- ④その他一般：広報班（市ホームページ及び市グループウェアシステムのフォーラムに掲載）

(7) 災害対策本部の廃止

災害対策本部設置の必要性がなくなったと判断される場合は、関係班と協議の上、事務局長に説明を行い、災害対策本部長の了承を得た後、災害対策本部を廃止する。

(8) 本部廃止の通知及び公表

災害対策本部長は、災害発生後における応急措置が完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。この際、本部廃止の通知及び公表は、設置の場合に準じ、統括班が実施する。

3 情報活動

(1) 情報収集

事務局各班は、次の情報を収集し、各種災害対策活動を実施する。

発災直後は事態が急速に変容することから、1～2時間おき、その後は数時間おきを目安に情報収集を行う。

特に初動30分においては、消防庁即報第4号様式（その1）（災害概況即報）の項目を優先して情報収集を行う。

各部からの情報収集は、青森市防災情報システムに入力されるクロノロジー、被害情報等を確認し、定時に取りまとめることを基本とする。なお、システムに入力がない場合や、入力内容に不明点がある場合は、各部の本部連絡員に詳細の聴取及び各班への報告を指示する。

班長は、収集した情報を集約のうえ、班長会議等で情報共有を図り、重要な情報は班長会議等を待たず、直ちに統括班を通じて事務局長に報告する。

情報班は、収集した情報に基づき被害報を作成するとともに、各部筆頭課に提供する。

情報の種別	収集主体	収集先	提供先 (共有先)	主な使途
各部等の 対応状況	情報班	各部の本部連絡員	統括班 総務班	市全体の活動調整
人的・物的 被害情報	情報班	各部の本部連絡員	統括班 対策班 受援班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 (実動機関の活動調整)
	対策班	青森警察署リエゾン	統括班 情報班 受援班	
避難情報	情報班	福祉部本部連絡員	統括班 対策班 受援班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 (各種支援)
ライフライン情報	情報班	総務部本部連絡員(通信、電気・ガス) 企業部本部連絡員(上下水道) ライフライン機関リエゾン	統括班 対策班 受援班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 (物的支援)
公共交通機関の 運行情報	情報班	総務部本部連絡員(運輸) 企業部本部連絡員(市営バス)	対策班 受援班 総務班	各種対策活動の調整 (各種支援及び職員派遣)

情報の種別	収集 主体	収集先（例）	提供先 （共有先）	使途（例）
道路情報	情報班	都市整備部本部連絡員 県リエゾン	対策班 受援班	各種対策活動の調整 （各種支援及び実動機関の 活動調整）
	対策班	青森警察署リエゾン	情報班	
河川等被害状況	情報班	都市整備部本部連絡員 県リエゾン	統括班 対策班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 （実動機関の活動調整）
気象情報	情報班	青森地方気象台	事務局 各班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 （各種支援及び実動機関の 活動調整）
国、県の態勢	対策班	国関係機関リエゾン 県リエゾン	統括班 情報班	対応方針の検討 実動機関の活動調整
実動機関の 活動状況	対策班	消防部本部連絡員 青森警察署リエゾン 自衛隊リエゾン 実動機関リエゾン	統括班 情報班	対応方針の検討 実動機関の活動調整
ライフライン機関 の活動状況	対策班	企業部本部連絡員(上下水道) 東北電力リエゾン 青森ガスリエゾン ライフライン機関リエゾン	統括班 情報班	対応方針の検討 関係機関の活動調整
医療機関の被害 及び対応情報	対策班	保健部本部連絡員 市民病院部本部連絡員 県リエゾン	統括班 情報班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 （医療対策）
各部からの ニーズ	受援班	各部の本部連絡員	統括班 情報班 対策班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 （人的・物的支援）
人的・物的 支援情報	受援班	県リエゾン 災害時応援協定締結団体 青森市社会福祉協議会	統括班 情報班 対策班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 （人的・物的支援）

(2) システムの活用

ア 青森市防災情報システム

クロノロジー（時系列の災害対応や災害情報等を記録する機能）、被災情報、避難所情報、物資情報等を入力するシステム。

システムに入力された内容は、災害対策本部各部、事務局、避難所配置職員で共有していることから、事務局として収集した情報については、システムに入力し、情報共有を図る。

イ 青森県総合防災情報システム

県及び市町村の被害情報や本部設置情報等を報告・共有するシステム。災害（警戒）対策本部を設置した場合や、被害状況等の報告の際にシステムに入力する。

【青森市防災情報システムによるクロノロジーの作成要領】

- ・緊急度は、対応の優先度を決定するため重要な事項となるため、あらかじめ班長の確認を得た上で入力する。
- ・情報種別は、災害対応情報かメモ（ホワイトボード）としての情報かを区分して入力する。
- ・内容は、5W1Hを明確にし、当該事案を検索しやすいようにする。
- ・対応状況「未対応」「対応中」「対応完了」を選択の上、備考に内容を入力する。

なお、「未対応」及び「対応中」の事案は処理経過に応じてステータスを更新する。

「未対応」… 今後対応予定のもの、又は対応が不要若しくは情報共有にとどまる事案

「対応中」… 自組織又は他組織において対処を開始した事案

「対応完了」… 処理が完了した事案

(10) クロノジ（新規登録画面）

緊急度
緊急
優先
通常

情報種別
災害対応連絡
ホワイトボード

共有先
各課

対応状況
未対応
対応中
完了

住所を指定し、【→】ボタンを押下することで、該当するポイントが地図上に表示されます。
（【←】ボタンにより逆の操作も可能）

リンク挿入用画面が開きます。

リンクの挿入

タイトル：*

アドレス：*

URL（http://で始まる文字列）は自動的にリンクになります。
例：http://example.com → <http://example.com>
リンク名を設定したい場合は [リンク名](http://xxx) の形式で入力してください。
例：[ここをクリック](http://example.com) → [ここをクリック](http://example.com)

OK キャンセル

【青森市防災情報システムによる被災情報の作成要領】

- ・被害情報は、被害の基本的な内容を入力（発生場所、情報提供元、被害種別など）する。
- ・緊急度は、対応の優先度を決定するため重要な事項となるため、あらかじめ班長の確認を得た上で入力する。
- ・原因／内容は、5W1Hを明確にし、当該事案を検索しやすいようにする。
- ・対応状況は、対応状況や被害に対して対応した内容を登録する。

(6) 被災情報管理（新規登録）

右の地図をポイントして←ボタンを押下すると住所を取得します。→ボタンを押下すると、その地点にポイントが移動します。

詳細入力画面に切り替わります。

作図を行うための画面が表示されます。こちらの地図に描画された作図情報が被害状況に紐づいて登録されます。

背景地図を変更できます。

被害を報告した人の情報を入力します。

被害種別を「住宅被害」「ライフライン」「文教施設(学校等)」「病院」「庁舎等施設」「土砂災害」「火災」「河川」「道路」「農業被害」「その他被害」から選択します。

地図に表示されている範囲の被害状況が表示されます。

対応状況入力欄を展開します。

備考やファイル添付を行うための共通入力欄を展開します。

登録が実行されます。

被害状況管理：一覧 > 新規登録

被害情報

管理番号：システムが自動的に採番します。

発生場所：中央1-22-8

発生日時：YYYY/MM/DD HH:mm 現在

情報提供元：[選択]

連絡先：[選択]

緊急度：中

被害種別：*

人的被害：あり なし

原因／内容：[テキスト入力欄]

対応状況

共通

報告

所属：システム管理

氏名：[テキスト入力欄]

報告日時：* YYYY/MM/DD HH:mm 現在

登録

中：管理ユーザ ログアウト

報 システム管理

作図 周辺被害表示 背景地図

30 m

1/2000 | 地図情報提供：ESRI

- ・同一事案について、新たな情報を入力する場合は、新規で被災情報を作成せず、同一の被災情報の対応状況を更新（続報登録）するとともに、重要な情報は対応内容及び対応履歴に追記する。
- ・初動段階では、同一事案について複数機関が入力することがあり得るため、事態の進展に伴い、被災情報を整理する。

(6) 被災情報管理（詳細）

一覧画面に戻ります。

編集ボタンをクリックすることで、編集画面を開くことができます。

本部がこの情報を確認した時、クリックしてください。

被害種別に応じた詳細情報の編集画面を開きます。

対応履歴入力画面を開きます。

指定した報告時点の被害状況を再生します。

親管理番号を選択・解除できます。

削除が実行されます。

編集した情報で被害状況を訂正します。

続報ボタンを押すことで、すべての情報を引き継ぎ、次の報告を行います。

(6) 被災情報管理（詳細 対応履歴）

編集ボタンを押すことで、対応履歴を編集します。

登録された対応履歴が一覧で表示されます。

入力日時、入力者情報が表示されます。

対応履歴を入力します。

対応履歴を登録します。

(3) 情報収集カード

電話等で聴取した内容は、紙の情報収集カード（下記参照）に記録し、クロノロジーや被災情報等に入力する。複写及び関係班等への配付は、各班長が判断し、班員に指示する。

情報収集カード

管理番号	受信時刻	情報提供元	受信者	手段			
	月 日 :	(TEL)		1 電話 2 FAX 3 口頭 4 その他 ()			
重要度	高 中 低						
区 分	A: 事故・事案・災害等の状況 B: 被害状況等 C: 要求・要請等 D: 対応状況・活動状況等 E: 問い合わせ等 F: その他						
内 容	□システム入力						
位置情報	住 所						
処 置 担当部署	□事務局(統括) □事務局(情報) □事務局(対策) □事務局(受援班) □事務局(総務) □事務局(広報) □総務 □企画 □税務 □市民 □環境 □福祉 □保健 □経済 □農林水産 □都市整備 □浪岡振興 □市民病院 □会計 □議会 □教育 □企業 □広域事務 □消防 □支援						
処 置 (結果)	□システム入力						
提供先	□他部・他班 □警察 □海上保安部 □消防 □県 □国 □陸上自衛隊 □海上自衛隊 □航空自衛隊 □NTT □東北電力 □青森ガス □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						

【紙の情報収集カードの活用方法】

① 情報の受信

電話等で聴取した情報・要請の内容（「受信時刻」、「情報提供元」、「受信者」、「手段」、「区分」、「内容」、「位置情報」）について、可能な限り漏れなく記載する。

「重要度」については、下記参考に基づき記載する。

② システム入力・地図記入

システムに入力のうえ、「管理番号」にシステムの管理番号を記入し、「内容」の「システム入力」にチェックを入れる。

③ 対応状況の管理

処置対応部署が明確な事案については、「処置対応部署」にチェックを入れ、他班等への依頼内容、自班で対応した結果等を「処置（結果）」に記入する。

システムに入力したときは、「処置（結果）」の「システム入力」にチェックを入れる。

④ 紙による配付

特に重要な情報（「重要度」が「高」）については、②③と並行して、複写及び関係班に配付する。

事務局外の各部・各班及び関係機関に関する情報については、「提供先」にチェックを入れ、関係機関に配付する。

【参考】情報の重要度

区分	重要性		
	高	中	低
事故・事案 ・災害状況	○事故、事件、災害発生の第1報 ○上記事項の拡大、2次災害発生等 ○各種気象警報 ○津波到達情報	○左記の第2報以降 ○左記に関する住民、報道機関等からの情報	○「高」「中」どちらにも属さない情報 ○左記以外の住民、報道機関等からの問合せ
被害状況	○人命にかかわる被害情報で迅速な対応又は詳細の把握が必要なもの ○災害対応に影響を及ぼす被害情報 ○被害の想定情報（「被害なし」含む）	○人命にかかわらない被害情報 ○被害の取りまとめ報 ○隣接市町村被害情報	
要求・要請	○自衛隊、緊急消防援助隊派遣要請 ○人命にかかわる救助、搬送、救急・救命要請 ○孤立地域からの救出要請 ○食料・飲料水、物資で緊急性のある要請	○住民等の避難に係る要請 ○食料・飲料水、物資等の要請	

区分	重要性		
	高	中	低
対応・活動状況	○各部、関係機関の対応状況（取りまとめ、懸案事項含む） ○区分「C」の対応結果 ○国・県の対応	○各部、関係機関の対応状況（避難所、安否等） ○遺体の処理に関する情報	○「高」「中」どちらにも属さない情報 ○左記以外の住
問合せ		○住民（帰宅困難者、外国人含む）からの避難所、物資配給場所等に関する問合せ ○国、県、市町村、関係機関からの態勢・対応等に関する問合せ	民、報道機関等からの問合せ
その他	○上記以外で緊急に対応が必要なもの	○上記以外で緊急性はないが対応が必要なもの	

（４）地図の作成

収集した情報は、災害対策本部室内に設置する地図（青森地区・浪岡地区）にマーカー、付箋等で記載し、事務局内での認識共有を図る。

【付箋の分類】

赤色：人的被害情報 **青色**：避難情報 **緑色**：建物被害情報 **黄色**：その他の情報

第4章 事務局の業務

1 統括班

(1) 役割

統括班は、事務局の災害対応全般を統括する。

(2) 主な業務

ア 災害対策方針

- ・将来の状況予測に基づき、フェーズごとに「災害対応目標及び対応方針」（資料3）等を作成し、事務局長の了解を得た上で、本部会議で示す。また、事務局各班及び各部へ伝達するとともに、災害対策本部室に掲示する。
- ・災害対応のために必要な情報について「情報収集計画」（資料4）を作成し、事務局各班に指示するとともに、必要に応じ、各部、関係機関等と情報共有する。
- ・発災初動期の事務局の業務予定（資料5）を作成し、班長会議等で共有する。

イ 災害対策本部の体制の構築

- ・初動期において、内閣府をはじめとする国の各機関や県からの窓口として対応する（活動場所については総務班、各種調整事項については対策班に指示）。
- ・各部の業務に属さない要請や依頼事項等について調整し、事務局長から了承を得た後、対応を指示する。

ウ 県へのリエゾンの派遣

- ・受援班に対して市から県へのリエゾンの手配及び派遣計画の作成を指示する。

エ 災害対策に係る全体調整及び進行管理

①班長会議の開催

- ・統一的な方針の下で災害対応を実施するため、事務局各班長を招集し、班長会議を開催する。

②ミーティングの開催

- ・災害対応の焦点・課題、日々の日程や作業状況等を共有するため、災害対策本部室で、事務局員、本部連絡員、関係機関等を招集し、ミーティングを定期的に開催する。

オ 本部会議等の開催

- ・運営・本部会議等の開催に当たり、事務局各班に必要な指示を出す。

なお、本部会議の場合は、次のとおりとする。

総務班：秘書班との各種調整、資料の取りまとめ等

対策班：災害概況図の作成、実動機関の活動状況の取りまとめ等

情報班：庁内各部への開催連絡、市内における被害状況、各部の対応状況の取りまとめ等

広報班：県への情報提供、報道機関への投げ込み等

2 情報班

(1) 収集チーム

ア 役割

- ・災害情報や被害情報等を収集し、重要度や区分ごとに分類するとともに、重要度に応じ、情報班各チームに提供する。

イ 主な業務

①災害情報等の収集

- ・災害情報、被害情報等を警察、消防、各部等から収集する。
- ・リエゾンから収集した情報を事務局内に展開するとともに、本部の対応情報等を、リエゾンを通じて県、関係機関等に提供する。

②本部会議、本部連絡員会議の開催通知

- ・本部会議等の開催について、リエゾンや本部連絡員を通じて県、関係機関及び庁内各部に連絡する。

【情報収集時の注意点】

情報の収集先や管理主体が重複しないよう各班長同士で調整を実施する。

(2) 整理分析チーム

ア 役割

- ・収集した情報をホワイトボード、地図、青森市防災情報システム等を活用し、被災場所や災害対策の状況を共有するほか、被害報に集約する。
- ・収集チームに協力し、各種情報を収集する（初動時に限る）。

イ 主な業務

①情報の整理等

- ・収集した情報を被害報にまとめるとともに、地図への落とし込み、ホワイトボードへの記入及び青森市防災情報システムの入力内容の取りまとめを行う。なお、被害報は投げ込みのほか、市ホームページ等で外部へ公表するため、広報班に電子データで提供する。

②情報の共有・提供・処置依頼

- ・気象情報や地震・津波情報をモニターやホワイトボードに表示し、事務局内で共有する。
- ・収集した情報について、事務局各班、各部、県及び関係機関（リエゾン経由）に提供し、処置を依頼する。

③県及び火災・災害等即報要領に基づく国への報告

- ・被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話・ファクシミリ、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。
- ・速やかな災害応急対策を実施するため、災害発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を県に報告する。
- ・災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先して

報告する。

- ・国への報告は、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に被害状況等をメールにより報告する（報告先 fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp）。

④情報の分析

- ・整理した情報に基づき、被害情報及び各部や避難所のニーズ等の現状を分析する。

【被害報の作成に係る注意点】

被害報は、統括班長が事務局長に説明するに当たり必要となることから、可能な限り速やかに作成し、統括班及び対策班に提供する。

3 対策班

(1) 役割

- ・災害対策に関する事項の決定、調整を実施する。
- ・自衛隊、警察、消防、海上保安部等の実動機関との調整を実施する。
- ・医療体制の状況把握、被災者支援等に係る総合調整を実施する。

(2) 主な業務

①班の統括

- ・統括班長から示される「災害対応目標及び対応方針」に基づき、対策班が実施する災害対策に関する事項を指示し、関係機関との情報共有、認識統一及び活動調整等を目的とした関係機関調整会議を開催する。

【関係機関調整会議の一例】

内 容：認識の統一、関係機関の調整

(例：実動部隊の資源配分、二次物資拠点の設置等)

構成員：関係班長、関係班、県及び実動部隊のリエゾン（自衛隊、青森警察署、消防等）、民間企業のリエゾン（東北電力、NTT、青森ガス等）等

②災害応急対応の優先度

- ・応急対策に係る人的・物的資源の配分や災害応急対応の優先度を決定する。

【調整・確認が必要となる主な事項】

(県、関係機関との調整)

緊急消防援助隊の進出拠点・宿営場所予定地、自衛隊の集結拠点予定地、防災ヘリコプター臨時離着陸場、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）、一次物資拠点、遺体安置所、仮設住宅建設地、災害廃棄物仮置場

(各部との調整)

避難所・緊急避難場所、二次物資拠点、遺体安置所

③道路啓開箇所の選定

- ・関係機関や各部から道路啓開に係る要請があった場合、関係機関調整会議等で調整する。

④石油燃料、ライフラインその他必要な調整

- ・ライフライン等関係機関から派遣されるリエゾンの窓口となり、各種調整を実施する。（リエゾン到着時は、総務班に報告する。）
- ・関係機関や各部からの石油燃料に関する要請があった場合、人命救助（災害拠点病院、消防等）を最優先として、石油燃料の配分に関する協議を県と実施する。

- ・電力、通信、上下水道等復旧の優先順位について、人命救助（災害拠点病院等）を最優先に検討し、調整する。

- ・事業者との調整は、次の所属を通じて行う。

石油燃料：経済部経済政策班

電力：総務部総務班（リエゾンが到着している場合はリエゾン）

通信：総務部総務班（リエゾンが到着している場合はリエゾン）

上下水道：企業局水道部

⑤緊急消防援助隊、警察、海上保安部等の応援要請及び自衛隊の災害派遣要請

- ・被災状況を情報班から収集するとともに、国、県及び関係機関の態勢等の情報を収集する。
- ・警察や消防から被害状況を確認し、実動機関等にその情報を提供する。
特に、自衛隊の災害派遣要請が見込まれる場合は、能動的に情報提供を行う。
- ・情報収集の結果、実動機関の応援が必要と判断される場合は、統括班と協議し、事務局長を通じて本部長に応援要請の了承を得る。

⑥緊急消防援助隊、警察、海上保安部、自衛隊等の実動部隊の活動調整

- ・実動部隊の進出及び活動拠点、活動範囲、救助要請等について、実動機関から派遣されるリエゾンの窓口となり、各種調整を実施する。（リエゾン到着時は、総務班に報告する。）

⑦広域避難の調整

- ・市内の避難所において、避難者の受入れが困難な場合は、広域避難について県と調整を実施する。

⑧広域火葬

- ・市のみで遺体の火葬を行うことが困難な場合は、広域火葬について県と調整を実施する。

4 受援班

(1) 人的支援チーム

ア 役割

人的支援に関する総合的な調整を実施する。

イ 主な業務

①各部への人的支援

- ・各部における人的支援ニーズを把握し、人事班に人員の調達を依頼する。
- ・人事班と調整し、必要に応じて県に人的支援の要請を行う。

②事務局員が不足する場合における人員確保

- ・事務局各班からの必要人員数の報告等に基づく総務班からの依頼を受け、人員の手配を人事班に依頼する。

(2) 物的支援チーム

ア 役割

物的支援に関する総合的な調整を実施する。

イ 主な業務

①支援ニーズの把握

- ・各避難所等において必要としている物資を把握し、又は推測する。

②二次物資拠点等の設置

- ・国のプッシュ型支援物資、県の支援物資及び民間企業等との協定等による流通備蓄等の支援物資を円滑に受け入れるため、次のとおり二次物資拠点等を設置する。

■二次物資拠点

集積場所	所在地	電話番号	備考
中央卸売市場	卸町 1-1	017-738-1101	

■青森市地域防災計画における食料集積場所

集積場所	所在地	電話番号	備考
中央市民センター	松原一丁目 6-15	017-734-0163	集会室
中世の館	浪岡大字浪岡字岡田 43	0172-62-1020	

■青森市地域防災計画における生活必需品等集積場所

集積場所	所在地	電話番号	備考
中央市民センター	松原一丁目 6-15	017-734-0163	中会議室(2)
東部市民センター	原別三丁目 8-1	017-736-6255	大会議室

集積場所	所在地	電話番号	備 考
西部市民センター	新城字平岡 163-22	017-788-2491	図書室
荒川市民センター	荒川字柴田 129-1	017-739-2343	会議室A
油川市民センター	羽白字池上 197-1	017-788-1201	コミュニティ活動室
横内市民センター	横内字亀井 28-2	017-738-8723	小会議室
浪岡総合保健福祉センター	浪岡大字浪岡字稲村 274	0172-62-0023	機能回復訓練室

■ 協定締結に基づく調達物資等集積場所

集積場所	所在地	電話番号	備 考
ヤマト運輸(株) 青森主管支店	野木字野尻 37-684	017-739-9220	「災害時における緊急物資輸送及び調達物資集積場所の運営に関する協定」

※食料集積場所及び生活必需品等集積場所にあつては、被災状況や物資保管状況等に応じて変更する場合がある。

【物資輸送に関する協定締結事業者】

ヤマト運輸（株）青森主管支店、社団法人青森県トラック協会青森支部、赤帽青森県軽自動車運送協同組合、青森輸送事業協同組合

③ 協定事業者等からの調達

- ・市及び県の備蓄物資では不足し、又は不足が想定される場合は、協定事業者等から物資を調達する。
- ・支援物資の輸送は、原則として協定事業者等が実施することとし、二次物資拠点から避難所までとする。

5 総務班

(1) 本部・渉外チーム

ア 役割

本部会議開催の準備等、災害対策本部の運営を実施する。

イ 主な業務

①事務局職員等の安否確認

- ・事務局各班及び人事班から事務局員の安否状況を確認する。

②本部会議資料及び議事録の作成並びに本部会議の運営

- ・各部等からの会議資料を取りまとめ、本部会議資料を作成する。なお、会議資料は市ホームページ等で外部に公表するため、紙及び電子データで収集し、広報班に提供する。
- ・会議の開催に当たっては、会議資料の印刷、会場設営を実施し、会議終了後はその議事録を作成する。
- ・オンライン方式による参加者との映像伝送に係る調整を実施する。
- ・関係機関の会議出席者については、対策班が関係機関の意向を踏まえ、統括班に具申し決定する。統括班は総務班に会議出席者を示し、総務班は必要な情報（発言・資料・P C使用の有無等）を確認し、統括班に連絡する。

③通信機器の確保、通信回線等に関する調整

- ・必要に応じて東北総合通信局及び通信事業者へ連絡し、携帯電話等の通信機器の貸与を依頼する。

④防災関係機関連絡室（関係機関リエゾン室）の設営

- ・関係機関が招集した際に活動する場所（本庁舎3階会議室2～4）の確保を管財班に指示する。

⑤災害時に必要な公用車の利用計画

- ・公用車を使用する場合は、管財班に連絡し、公用車と運転手の確保を依頼する。

⑥事務局員等の仮眠室等の確保

- ・管財班と協議し、事務局員、関係機関リエゾン等が休息するための仮眠室を確保する。

⑦国会議員、政府機関等の対応

- ・被災地に来県する議員等の連絡窓口である県と連携し、日時・場所・目的等を聞き取り、関係部等との調整を図る。

⑧勤務体制の確保

- ・事務局各班に交代勤務計画の作成を指示し、取りまとめる。
- ・災害対応に当たり、事務局員だけでは人員が不足する場合、事務局各班からの必要人員数の報告等に基づき、受援班に確保を依頼する。

(2) 予算・経理チーム

ア 役割

災害対策予算の調整を実施する。

イ 主な業務

①災害対策本部の経理

- ・事務局各班からの予算執行要求に応じ、支出負担行為、支出命令等の起案を行う。
- ・災害に係る予算執行額を取りまとめ、執行状況を管理する。

②災害対策に必要な経費等の算定

- ・事務局各班に予算執行を伴う災害対策の実施見込み及びその内容を照会し、所要額等を算出の上、統括班と協議し、事務局長に報告の上、予算要求内容を確定する。
- ・要求内容確定後、本部長に報告の上、財政班に要求する。

6 広報班

(1) 役割

災害対策本部の広報等を実施する。

(2) 主な業務

ア 市政記者会に対する投げ込み

- ・市政記者会に対し、情報班の作成した被害報及び本部会議の開催案内等の投げ込みを実施する。
- ・被害報の投げ込み時間は、応急期前半は毎日 11 時と 14 時を目安とし、被害情報等の変化が落ち着いてきたときは、毎日 14 時を目安として行う。
- ・投げ込みが完了した際は、速やかに事務局各班へ情報展開を行う。

イ 県への通知

- ・本部会議を開催する際は、県へ連絡を行う。

ウ 本部会議資料等のホームページ等への掲載

- ・電子データにより提供された本部会議資料等を整理し、市ホームページ及びグループウェアシステムのフォーラムに掲載する。

エ 情報提供資料の提示

- ・本庁舎 3 階会議スペースに広報用ブースを設置し、被害報や災害対策本部会議資料等の外部用提供資料を掲示する。

オ 記者会見の開催

- ・本部長等による記者会見を定期的実施する。
- ・記者会見の開催に当たっては、報道機関との調整を広報広聴班へ指示する。

カ 報道機関に対する報道要請

- ・市民への情報発信について、統括班と協議し、市政記者会を通じて報道機関等に報道要請を行う。

キ 被災者等からの相談・要望の総合窓口の設置

- ・市民部生活安心班及び浪岡振興部浪岡市民班に対し、来庁者用の相談・要望窓口、電話対応窓口の設置を指示する。
- ・窓口の電話番号や電子メールアドレス等の情報を市ホームページに掲載し、報道機関に提供する。

令和〇年〇月〇〇日
青森市災害対策本部

令和〇年台風第〇号に係る被害等の状況（第 1 報）
（〇月〇〇日 11:00 時点）

1 災害の概要

〇台風第〇〇号について（〇月〇〇日 7:00 時点）

- ・ 存在地域 〇〇県〇〇市沖
 - ・ 中心気圧 980hpa
 - ・ 勢力 大型 強い
 - ・ 進行方向、速さ 北東 45km/h
 - ・ 中心付近の最大風速 35m/s（最大瞬間風速 50m/s）
- ※ 9 時現在、台風は青森県に最も接近しているとみられる。

〇青森市を対象とした気象情報

- ・ 〇月〇〇日〇〇時〇〇分 暴風警報発表（青森県全域）
- ・ 〇月〇〇日〇〇時〇〇分 大雨警報発表
- ・ 〇月〇〇日〇〇時〇〇分 土砂災害警戒情報発表

2 被害の状況

〇人的被害

確認中

〇建物被害

住 家：〇〇地区 1 棟

非住家：〇〇地区 1 棟

〇ライフライン状況

電 気：〇〇地区 約 100 戸停電

水 道：〇〇地区で断水発生、調査中

通 信：〇〇地区で通信障害発生

○交通状況

鉄 道：＜ＪＲ東日本＞

津軽線、五能線、大湊線、八戸線：始発から１２時頃まで運転見合わせ

奥羽本線：特急上下各１本運休

＜青い森鉄道＞

上下３０本運休

空 路：＜青森空港発着便＞

東京（羽田ＪＡＬ）、大阪（伊丹ＪＡＬ）、名古屋（小牧ＦＤＡ）：各１便欠航

＜三沢空港発着便＞

東京（羽田ＪＡＬ）：１便欠航

○農林水産関係

＜農産物関係＞

- ・水稲 土砂流入 １ヶ所（天田内）
- ・大豆 浸水 １ヶ所（浪岡吉野田）
- ・そば 浸水 ３地区（西田沢、奥内、後潟）
- ・野菜 浸水 ８か所（奥内、油川、天田内、荒川）
- ・花き 浸水 １ヶ所（小橋）

※土砂流入及び浸水箇所については、農作物への影響について青森農協と連携し
今後調査実施

＜農地・農業施設関係＞

- ・農道 路面崩落・陥没 ２ヶ所（鶴ヶ坂、新城）
- ・農道 法面崩落 １ヶ所（横内）
- ・農道 碎石流出 １ヶ所（岩渡）
- ・ため池 越水 １ヶ所（浪岡杉沢）
- ・りんご園 小屋浸水 １ヶ所（浪岡増館）

○道路・河川関係

＜道路被害＞

- ・道路冠水（通行止め）

○月○日○○時○○分 浅虫字蛸谷浅虫ガード下

○月○日○○時○○分 矢田前字本泉国道４号側道

○月○日○○時○○分 浪岡北小学校南側付近

○月○日○○時○○分 浪岡中学校南側市道

・道路障害

法面崩壊による土砂堆積

○月○日○○時○○分 孫内字北原オフロードパーク青森付近

法面崩壊による道路陥没

○月○日○○時○○分 鶴ヶ坂字川合戸建沢神社付近

法面崩壊による通行止め

○月○日○○時○○分 県道青森浪岡線（王余魚沢）

倒木による道路閉塞

○月○日○○時○○分 市道梵珠線（大釈迦）

<河川被害>

・護岸被害

土羽護岸崩れ L=8m、H=10m

○月○日○○時○○分 新城川（鶴ヶ坂字川合地内）

土羽護岸崩れ L=15m、H=約 1m

○月○日○○時○○分 天田内川（新城字天田内地内）

堰堤の崩壊

○月○日○○時○○分 大釈迦川（浪岡大字大釈迦字沢内沢 1-2 地先）

○市有施設

施設名：森の広場（新城字平岡 1-1）

覚知日時：○月○日○○時○○分

被害状況：大雨により敷地内の法面の土砂崩れ

○学校関係

被害情報なし

3 市の対応

○本部設置状況

○月○日○○時○○分 青森市災害情報連絡室設置

○月○日○○時○○分 青森市警戒対策本部設置

○月○日○○時○○分 青森市災害対策本部設置

○避難指示等発令

○月○日○○時○○分 浪岡地区の一部地域に対し避難指示発令
（○○地区、○○○世帯、○○○○人）

○月○日○○時○○分 青森地区の一部地域に対し避難指示発令
(○○地区、○○○世帯、○○○○人)

○指定避難所の開設

○月○日○○時○○分 浪岡北小学校、浪岡中央公民館、本郷小学校、女鹿沢小学校、
旧大栄小学校の5か所に避難所開設

○○世帯、○○人が避難

○月○日○○時○○分 東陽小学校に避難所開設

○○世帯、○○人が避難

○自主避難所の開設

○月○日○○時○○分 中央市民センター、油川市民センター、西武市民センター、東
部市民センター、横内市民センター、ゆーさ浅虫の6か所に自
主避難所開設

○○世帯、○○人が避難

報道機関用提供資料

担当：総務部危機管理課 副参事 ○○ ○○

(災害(警戒)対策本部事務局統括班長)

電話：017-734-0000 内線 0000

資料2 情報収集カード様式及び記載例

情報収集カード

管理番号	受信時刻	情報提供元	受信者	手段			
	月 日 :	(TEL)		1 電話 2 FAX 3 口頭 4 その他 ()			
重要度	高 中 低						
区 分	A: 事故・事案・災害等の状況 B: 被害状況等 C: 要求・要請等 D: 対応状況・活動状況等 E: 問い合わせ等 F: その他						
内 容	☐ システム入力						
位置情報	住 所						
処 置 対応部署	☐ 事務局(統括) ☐ 事務局(情報) ☐ 事務局(対策) ☐ 事務局(受援班) ☐ 事務局(総務) ☐ 事務局(広報) ☐ 総務 ☐ 企画 ☐ 税務 ☐ 市民 ☐ 環境 ☐ 福祉 ☐ 保健 ☐ 経済 ☐ 農林水産 ☐ 都市整備 ☐ 浪岡振興 ☐ 市民病院 ☐ 会計 ☐ 議会 ☐ 教育 ☐ 企業 ☐ 広域事務 ☐ 消防 ☐ 支援						
処 置 (結果)	☐ システム入力						
提供先	☐ 他部・他班 ☐ 警察 ☐ 海上保安部 ☐ 消防 ☐ 県 ☐ 国 ☐ 陸上自衛隊 ☐ 海上自衛隊 ☐ 航空自衛隊 ☐ NTT ☐ 東北電力 ☐ 青森ガス ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐						

資料2 情報収集カード様式及び記載例

情報収集カード（記載例）

管理番号	受信時刻	情報提供元	受信者	手段			
10	○月 ○日 00:00	○○地区 ○○○○氏 (TEL)	対策班 ○○	① 電話 2 FAX 3 口頭 4 その他 ()			
重要度	⑨ 中 低						
区 分	A: 事故・事案・災害等の状況 B: 被害状況等 ⑩: 要求・要請等 D: 対応状況・活動状況等 E: 問い合わせ等 F: その他						
内 容	☒ システム入力 ○○地区が土砂崩れで孤立し、備蓄物資もないため、物資の支援及び搬送をお願いしたい。						
位置情報	住 所	○○字○○1234-56					
処 置 対応部署	☐ 事務局(統括) ☐ 事務局(情報) ☐ 事務局(対策) ☒ 事務局(受援班) ☐ 事務局(総務) ☐ 事務局(広報) ☐ 総務 ☐ 企画 ☐ 税務 ☐ 市民 ☐ 環境 ☐ 福祉 ☐ 保健 ☐ 経済 ☐ 農林水産 ☐ 都市整備 ☐ 浪岡振興 ☐ 市民病院 ☐ 会計 ☐ 議会 ☐ 教育 ☐ 企業 ☐ 広域事務 ☐ 消防 ☐ 支援						
処 置 (結果)	☒ システム入力 (協定締結事業者) に対し、○時○分に食料・飲料水を(受け渡し場所)まで搬送するよう依頼						
提供先	☐ 他部・他班 ☐ 警察 ☐ 海上保安部 ☐ 消防 ☐ 県 ☐ 国 ☐ 陸上自衛隊 ☐ 海上自衛隊 ☐ 航空自衛隊 ☐ NTT ☐ 東北電力 ☐ 青森ガス ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐						

令和〇年〇月〇〇日
青森市災害対策本部
事務局 統括班

令和〇年台風第〇〇号に係る災害対策本部 災害対応目標及び対応方針（初動期）〈暫定〉

災害対応目標

- 1 人命最優先の対応
- 2 全庁体制の下での迅速な被害把握と災害対応
- 3 被災者及び避難者の状況把握と住民の安全確保

対応方針

- 関係機関と連携した迅速な救助・救援活動
（行方不明者は24時間以内に救出できるよう最大限努力）
- 市職員は業務継続計画に基づき災害対応最優先の態勢確保
- 各部、関係機関等との連携による迅速な被害の把握と初動対応
 - ・孤立地域や避難所に対する生活物資の供給
 - ・ライフラインやインフラ等の状況把握と応急対策の検討
 - ・関係機関等の活動・応援活動の情報 など
- ※被害が確認された場合には、場所を地図情報等で共有
- 事務局及び各部との情報共有の徹底
- 関係機関に対する応援、自衛隊災害派遣の必要性の検討
- 二次被害防止等の観点から、報道機関と連携した住民への早期の情報提供と
注意喚起

なお、今後の状況変化を踏まえて、更なる対応を検討するもの

令和〇年〇月〇〇日
青森市災害対策本部
事務局 統括班

風水害に係る災害対策本部の情報収集計画 (初動期)

基本的事項

○情報収集は、青森市地域防災計画（風水害等対策編）

第1章第4節「情報収集及び被害等報告」（P48～56）に基づいて実施

重点的事項

- 人的被害及び行方不明者の人数等
- 孤立地域の有無と要救助者数
- 気象情報や雨量、河川水位情報等
- 避難者数や避難所の運営状況
- 建物被害の状況
- ライフライン（電話、電気、水道、ガスなど）の状況
- 道路、橋りょう、その他インフラ（社会基盤）等の被害
- 二次被害の危険性
- 関係機関等の活動状況や消防応援活動情報
- 必要物資や人員等の支援ニーズの有無

※上記のほか、情報班をはじめ各班においては、次なる事態も予測しながら、
対策を講じるために必要となる情報を積極的に収集すること

資料5 業務予定（例）

〇月〇日（災害名）に係る業務予定

9:30		9:40		9:50		10:00以降		本部設置後		11:00以降		12:00		13:00		13:10		14:00		14:45		15:00		15:20		
気 象	各地で土砂災害警戒情報																									
市全体	本部連絡員 会議	班長 会議	00：00 本部設置等決定(市長)				班長 会議	必要に応じて11:00に 記者会投げ込み						班長 会議					市長視察～ 14:20	市長レク	本部会議 市長講評					
事務局 本部	本部連絡員 会議	（情報 収集等 の指示）	本部設置等判断		（情報・課題等 の整理）	被害状況等に応じた対応の検討・判断						（本部会議 に向けた 論点整理）			資料の確認 （でき次第）	事務局長 レク	↓	↓	各班の 作業を 継続							
統括班	本部連絡員 会議		被害状況等に応じた 対応の検討・判断 災对本部及び現对本部の設置検討 (本部等に具申)				被害状況等に応じた対応の検討・判断 自衛隊災害派遣の必要性等の検討						市長指示事項作成		資料修正等 あれば対応		↓	↓								
情報班	情報収集・ 分析		各種情報収集・分 析と被害報の準備	10:00時点の 情報集約等		各種情報収集・分 析と被害報作成	11:00時点の 情報集約等	各種情報収集・分 析と被害報作成	資料作成 13:00時点の情報集約等		資料修正等 あれば対応		各種情報収集・分析と 被害報の準備													
対策班	本部連絡員 会議		関係機関との連 絡・調整	10:00時点の 情報集約等		各種対策の検討・ 調整	11:00時点の 情報集約等	各種対策の検討・ 調整	資料作成 13:00時点の情報集約等		資料修正等 あれば対応		各種対策の検討・調整													
受援班			物的・人的ニーズ の把握	10:00時点の 情報集約等		物的・人的ニーズ の把握と対応	11:00時点の 情報集約等	物的・人的ニーズ の把握と対応	資料作成 13:00時点の情報集約等		資料修正等 あれば対応		物的・人的ニーズの把 握と対応													
総務班						本部移行作業 本部会議開催通知	県へのリエゾン派遣準備		会場設営、資料印刷、 県へのリエゾン派遣準備				本部会議 の運営等													
広報班						必要に応じて被害 状況の投げ込み	災对本部設置と被害状況の投げ込 み、報道機関対応		本部会議開 催投げ込み	会場設営（動画撮影等）																

第 1 回令和 4 年 8 月 9 日からの大雨に係る 青森市災害対策本部会議

日 時：令和 4 年 8 月 12 日（火）

13 時 30 分～

場 所：本庁舎 2 階 庁議室

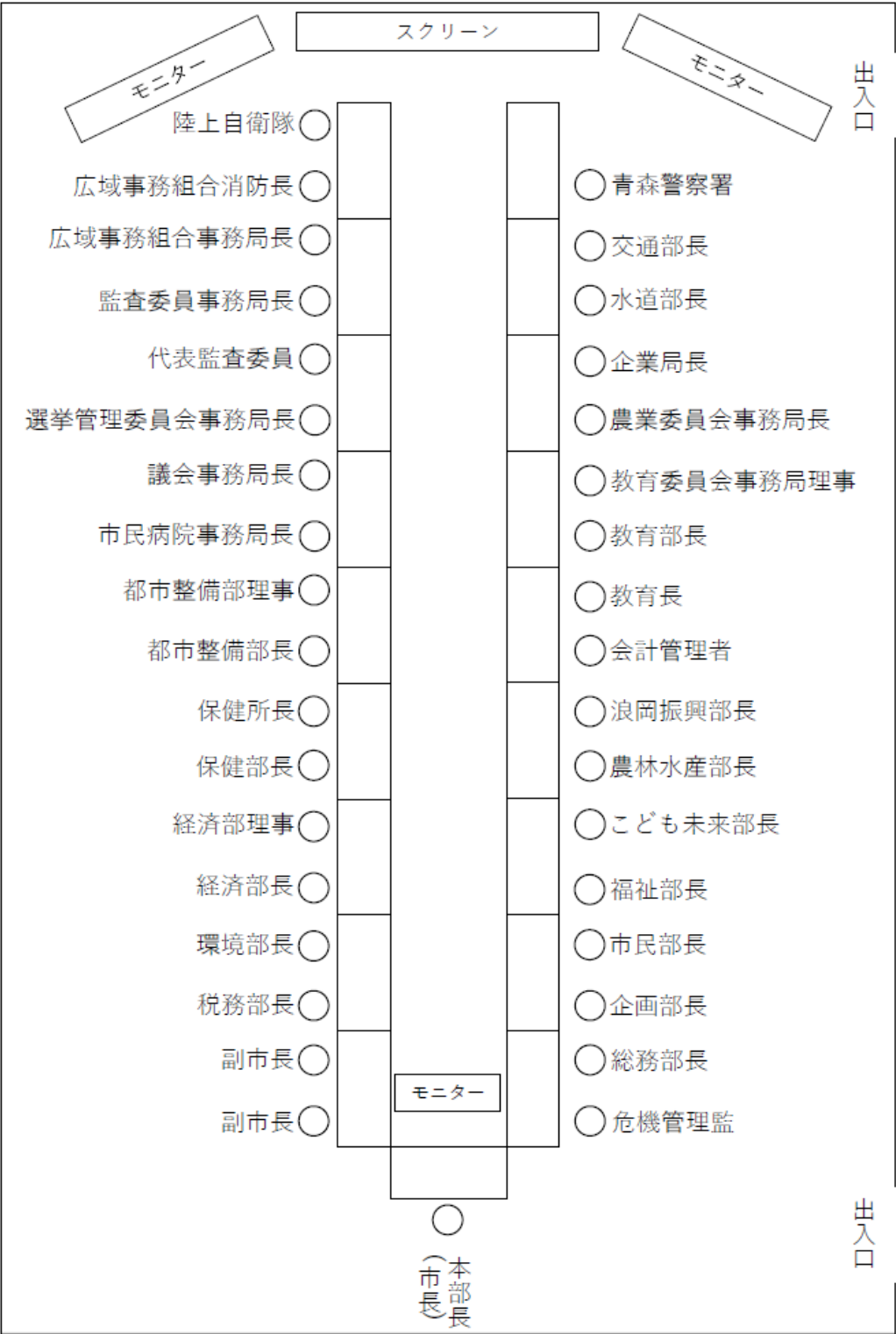
次 第

- 1 開 会
- 2 状況報告等 <資料 1・資料 2>
- 3 各部の対応 <資料 3>
- 4 本部長指示事項 <資料 4>
- 5 閉 会

第1回令和4年8月9日から大雨に係る青森市災害対策本部会議 席図

日 時：令和4年8月12日 13:30～

場 所：本庁舎2階 庁議室



前線に伴う大雨と熱帯低気圧（第4報） 令和4年8月11日12時25分

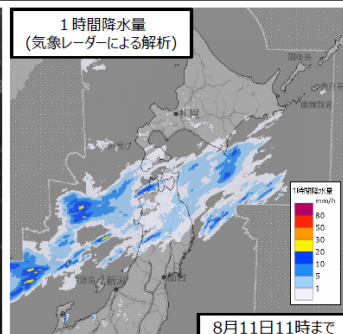
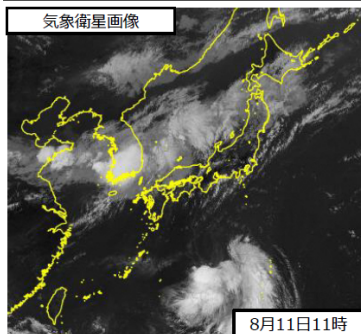
（土砂災害に厳重に警戒、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒）

＜ポイント＞東北地方では激しい雨が降っている所があり、北日本では13日にかけて雷を伴った非常に激しい雨や激しい雨が降り、大雨となる所がある。その後も、東北日本海側を中心に向こう一週間程度、警報級の大雨の可能性があり、総雨量が多くなるおそれがある。

＜概況＞日本海から北日本にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、東北地方を中心に大気の状態が非常に不安定となっている。前線は向こう一週間程度、北日本に停滞し、前線の活動は14日頃に一時的に弱まるが15日頃から再び活発になる見込み。また、日本の南に熱帯低気圧があり、今後台風へ発達し、13日に東日本太平洋側にかなり接近するおそれがある。

＜大雨＞東北地方では、9日から断続的に局地的に非常に激しい雨が降り、青森県では記録的な大雨となった。土砂災害、浸水害、洪水害の危険度が高まっている所がある。北日本では13日にかけて、雷を伴った非常に激しい雨や激しい雨が降り、大雨となる所がある。東北日本海側北部を中心に記録的な大雨の範囲が今後広がる可能性がある。その後も東北日本海側を中心に向こう一週間程度、警報級の大雨の可能性があり、総雨量が多くなるおそれがある。

＜警戒事項＞土砂災害に厳重に警戒、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒。落雷や竜巻などの激しい突風に注意。



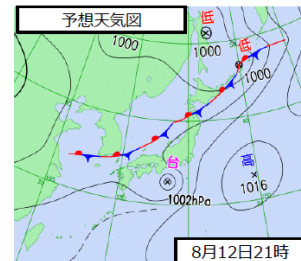
【大雨の見通し】（単位：ミリメートル）

地域	12日12時までの 24時間雨量	13日12時までの 24時間雨量
北海道地方	120	およそ50
東北地方	200	100~150
関東甲信地方	60	100~150
北陸地方	60	50~100
東海地方	80	100~150
九州北部地方	50	50~100

【警報級となる可能性のある期間】

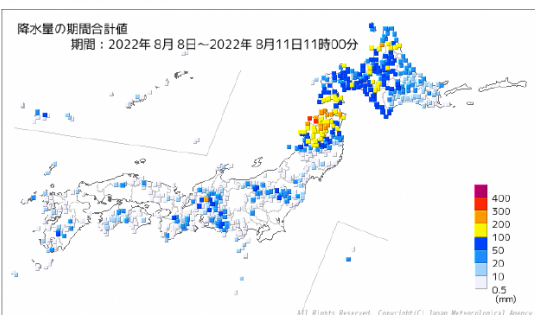
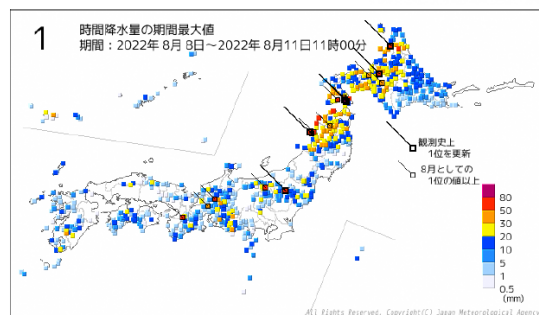
（●可能性がある、■可能性が高い）

日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
時	12~18	18~6	6~24			
北海道地方	大雨					
東北地方	大雨					
関東甲信地方	大雨					
伊豆諸島	大雨					
東海地方	大雨					
九州北部地方	大雨					



1

これまでの降水の状況



順位	都道府県	市町村	地点	期間最大値	
				mm	年月日 時分(まで)
1	北海道 渡島地方	函館市	高松(タカマツ)	※1 81.5	2022/08/08 20:12
2	北海道 渡島地方	上磯郡木古内町	木古内(キコナイ)	※2 73.5	2022/08/08 19:35
3	秋田県	男鹿市	男鹿山(オガシザン)	※1 64.5	2022/08/10 10:51
4	新潟県	南魚沼市	塩沢(シオザワ)	※2 64.5	2022/08/08 21:13
5	北海道 渡島地方	函館市	函館(ハコダテ)	※1 64.0	2022/08/08 19:53
6	岐阜県	関市	関市板取(セキシイタドリ)	※2 61.0	2022/08/11 02:13
7	北海道 釧路地方	天塩郡遠別町	遠別(エンベツ)	※1 60.5	2022/08/08 13:58
8	奈良県	葛城市	葛城(カヅラキ)	※2 59.5	2022/08/10 17:08
9	秋田県	南秋田郡大湯村	大湯(オオカタ)	※2 59.0	2022/08/10 11:01
10	福島県	南会津郡南会津町	田島(タジマ)	※1 56.0	2022/08/08 13:54

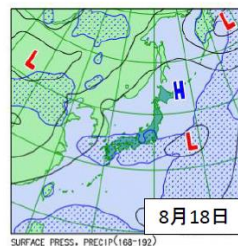
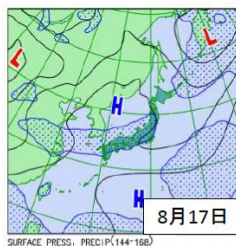
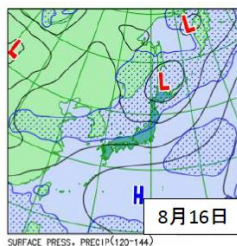
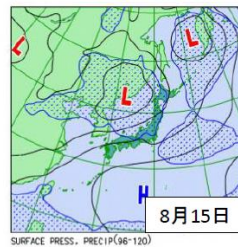
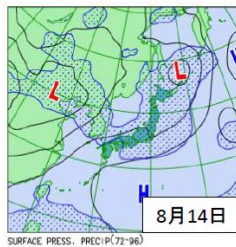
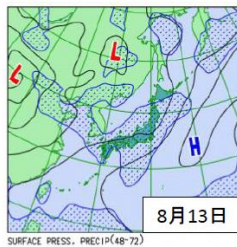
※1 観測史上1位を更新した地点

※2 これまでの8月の1位を更新した地点

順位	都道府県	市町村	地点	期間合計値 mm
1	青森県	西津軽郡深浦町	深浦(フカウラ)*	367.0
2	青森県	弘前市	岳(ダケ)	321.0
3	青森県	青森市	酸ヶ湯(スカユ)	268.0
4	青森県	西津軽郡鰺ヶ沢町	鰺ヶ沢(アジガサワ)	265.5
5	青森県	五所川原市	市浦(シウラ)	262.0
6	秋田県	山本郡八峰町	八森(ハチモリ)	256.0
7	青森県	東津軽郡今別町	今別(イマベツ)	239.5
8	青森県	むつ市	脇野沢(ワキノサワ)	239.5
9	青森県	東津軽郡外ヶ浜町	蟹田(カニタ)	227.0
10	岐阜県	関市	関市板取(セキシイタドリ)	220.5

2

今後 1 週間の見通し



※ハッチ域は降水が予想される地域

<ポイント> 東北日本海側を中心に向こう1週間程度、警報級の大雨の可能性はある

3

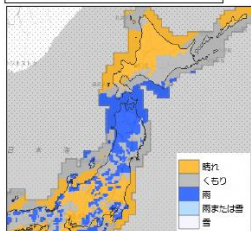
被災地の天気の見通し

<警戒事項>これまでの大雨で被災した所は、土砂災害に厳重に警戒、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒。また、気温が上がる地域では、熱中症に注意。

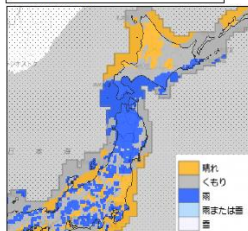
8月11日11時
実況(推計気象分布)



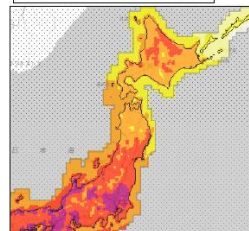
8月11日12時~15時
天気分布予報



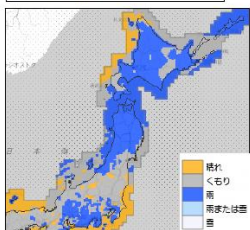
8月11日18時~21時
天気分布予報



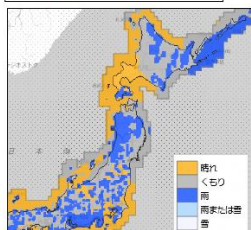
8月11日
日中の最高気温(予想)



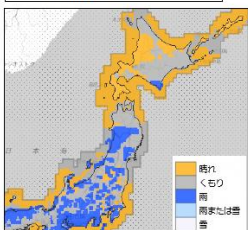
8月12日06時~09時
天気分布予報



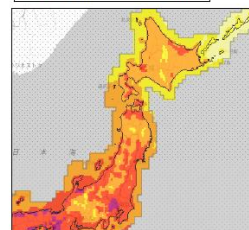
8月12日12時~15時
天気分布予報



8月12日18時~21時
天気分布予報



8月12日
日中の最高気温(予想)



°C
35
30
25
20
15
10
5
0
-5
-10
-15
-20

4

令和 4 年 8 月 12 日

青森市災害対策本部

※下線部分が 4 報からの変更・追加

令和 4 年 8 月 9 日からの大雨に係る被害等の状況（第 5 報）
（8 月 12 日 11：00 時点）

1 災害の概要

○降り始めからの総雨量（8 月 9 日 0 時から 8 月 12 日 11 時まで）

- ・青 森 ○○○ミリ
- ・酸ヶ湯 ○○○ミリ
- ・大 谷 ○○○ミリ

○青森市を対象とした気象情報

- ・ 8 月 9 日 9 時 12 分 大雨警報発表
1 3 時 15 分 土砂災害警戒情報発表
1 4 時 52 分 洪水警報発表
- ・ 8 月 10 日 4 時 00 分 土砂災害警戒情報解除
6 時 09 分 大雨警報解除（注意報に切り替わる）
8 月 11 日 4 時 15 分 洪水警報解除（注意報に切り替わる）
2 0 時 47 分 大雨警報発表
2 1 時 26 分 洪水警報発表
2 1 時 54 分 土砂災害警戒情報発表
8 月 12 日 10 時 00 分 土砂災害警戒情報解除

○避難指示等発令状況

- ・ 8 月 9 日 14 時 20 分 浪岡地区の一部地域に対し避難指示
（32 地区、3,505 世帯、7,902 人）
- ・ 8 月 10 日 8 時 30 分 避難指示解除
- ・ 8 月 11 日 23 時 10 分 青森地区の一部地域に対し避難指示
（2 地区、97 世帯、194 人）
- ・ 8 月 12 日 10 時 00 分 避難指示解除

○避難所の開設状況

- ・ 8 月 9 日 14 時 20 分 浪岡北小学校、浪岡中央公民館、本郷小学校
女鹿沢小学校、旧大栄小学校の 5 か所を開設
避難者 39 世帯 61 人
(8 月 10 日午前 7 時に全員解消)
- ・ 8 月 11 日 23 時 10 分 東陽小学校のみ開設
避難者 4 世帯 13 人の方々が避難
(8 月 12 日午前 5 時に全員解消)

2 被害の状況

○人的被害

なし (安否不明等の情報もなし)

○建物被害

住 家 全 壊 : ○○地区 ○棟
半 壊 : ○○地区 ○棟、○○地区 ○棟
一部損壊 : ○○地区○○棟、○○地区○○棟
非住家 全 壊 : ○○地区 ○棟
半 壊 : ○○地区 ○棟、○○地区 ○棟

○ライフライン状況

電 気 : ○○地区 約 100 戸停電 8 月 11 日 16 : 00 全面復旧
水 道 : ○○地区で断水発生、調査中
通 信 : ○○地区で通信障害発生

○交通状況

鉄 道 : < J R 東日本 > 津軽線、五能線 : 始発から 12 時頃まで運転見合わせ
奥羽本線 : 特急上下各 1 本運休
< 青い森鉄道 > 上下 30 本運休

空 路 : < 青森空港発着便 > 東京 (羽田 J A L)、大阪 (伊丹 J A L)、名古屋 (小牧 F D A) : 各 1 便欠航
< 三沢空港発着便 > 東京 (羽田 J A L) : 1 便欠航

○農林水産関係

<農産物関係>

- ・ 水稲 土砂流入 1ヶ所 (天田内)
- ・ 大豆 浸水 1ヶ所 (浪岡吉野田)
- ・ そば 浸水 3地区 (西田沢、奥内、後潟)
- ・ 野菜 浸水 8か所 (奥内、油川、天田内、荒川)
- ・ 花き 浸水 1ヶ所 (小橋)

※土砂流入及び浸水箇所については、農作物への影響について青森農協と連携し
今後調査実施

<農地・農業施設関係>

- ・ 農道 路面崩落・陥没 2ヶ所 (鶴ヶ坂、新城)
- ・ 農道 法面崩落 1ヶ所 (横内)
- ・ 農道 碎石流出 1ヶ所 (岩渡)
- ・ ため池 越水 1ヶ所 (浪岡杉沢)
- ・ りんご園 小屋浸水 1ヶ所 (浪岡増館)

○道路・河川関係

<道路被害>

- ・ 道路冠水 (通行止め)
 - 月○日○○時○○分 浅虫字蛸谷浅虫ガード下
 - 月○日○○時○○分 矢田前字本泉国道4号側道
 - 月○日○○時○○分 浪岡北小学校南側付近
 - 月○日○○時○○分 浪岡中学校南側市道
- ・ 道路障害
 - 法面崩壊による土砂堆積
 - 月○日○○時○○分 孫内字北原オフロードパーク青森付近
 - 法面崩壊による道路陥没
 - 月○日○○時○○分 鶴ヶ坂字川合戸建沢神社付近
 - 法面崩壊による通行止め
 - 月○日○○時○○分 県道青森浪岡線 (王余魚沢)
 - 倒木による道路閉塞
 - 月○日○○時○○分 市道梵珠線 (大釈迦)

<河川被害>

・護岸被害

土羽護岸崩れ L=8m、H=10m

○月○日○○時○○分 新城川（鶴ヶ坂字川合地内）

土羽護岸崩れ L=15m、H=約 1m

○月○日○○時○○分 天田内川（新城字天田内地内）

堰堤の崩壊

○月○日○○時○○分 大釈迦川（浪岡大字大釈迦字沢内沢 1-2 地先）

○市有施設

施設名：森の広場（新城字平岡 1-1）

覚知日時：○月○日○○時○○分

被害状況：大雨により敷地内の法面の土砂崩れ

○学校関係

被害情報なし

3 市の対応

8月 9日 13時30分 青森市警戒対策本部設置

16時30分 青森市災害対策本部設置・本部会議実施

8月10日 8時30分 警戒体制へ移行

8月11日 4時15分 通常体制へ移行

22時00分 警戒体制へ移行

8月12日 13時30分 青森市災害対策本部会議実施

令和 4 年 8 月 9 日からの大雨に係る
各部の対応について

令和 4 年 8 月 12 日
13 時 00 分現在

令和4年8月9日から大雨災害関係の対応について

令和4年8月12日

13時00分現在

〇〇〇〇部

1 現在の被害状況及び対応状況

2 今後の展開予測及び対策

令和 4 年 8 月 9 日からの大雨に係る青森市災害対策本部

本部長指示事項

令和 4 年 8 月 1 2 日
青森市災害対策本部

8 月 9 日（火）からの長雨の影響で、本市では記録的な大雨となっており、大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報が発表され、床下浸水等の被害が発生しているほか、県内でも甚大な被害が発生し、応援が必要となっていることを踏まえ、以下のとおり指示します。

- 市内では、床下浸水や道路冠水、農業被害等が発生していることから、被害状況を速やかに把握し、復旧に努めること。
- 8 月 1 2 日（金）午前 3 時 0 0 分、台風 8 号が発生し、明日（8 月 1 3 日）には東日本にかなり接近し、大雨となるおそれがあることから、防災対応に万全の体制をとること。
- 県内各地において大雨による甚大な被害が発生していることから、青森圏域連携中枢都市圏を含め、各自治体からの応援要請に速やかに対応すること。

市民の皆さまにおかれましては、週末にかけて天候の悪化が予想されますことから、青森市メールマガジンやテレビ・ラジオ等を活用して、気象警報をはじめ、避難指示などの避難情報や避難所の開設情報などの把握に努めていただき、災害時の避難行動を迅速にさせていただくようお願いします。